

公文書一部開示決定通知書

23筑議第 543 号  
平成23年12月 7日

濱 武 振 一 様

筑紫野市議会  
議長 大石 泰



平成23年12月6日付の公文書の開示請求については、筑紫野市情報公開条例第11条第1項の規定により次のとおり公文書の一部を開示することに決定したので通知します。

なお、公文書の開示を受けるときには、この通知書を情報公開室の職員に提示してください。

開示請求に係る公文書の件名又は内容	12月6日 産廃特別委の全資料
公文書の開示を行う日時及び場所	【日時】 平成23年12月 9日 (午前・ <u>午後</u> ) 1時00分 ※ 当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を所管課等にご連絡ください。 【場所】 情報公開室
開示の方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付
公文書の一部を開示しない理由	筑紫野市情報公開条例第7条第3号に該当 (理由) 法人その他の団体に関する情報である印影については、当該団体の正当な利益を害するおそれがあるため開示することができません。
筑紫野市情報公開条例第14条第2項の規定に該当する場合の公文書を開示することができる時期 (明記することができる時のみ記入)	年 月 日 (ただし、当該公文書の開示を希望される場合は、同日以降改めて開示請求が必要となります。)
所管課等名	議会事務局 議事課 議会担当 電話番号 092-923-1111 (内線469)
<p>※ この決定に不服がある場合には、この決定を知った日の翌日から起算して60日以内に筑紫野市議会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定を知った日 (異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定を知った日) の翌日から起算して6箇月以内に筑紫野市を被告として (訴訟において筑紫野市を代表する者は、筑紫野市議会議長となります。)、提起することができます。</p> <p>なお、この決定又は異議申立てに対する決定を知った日から6箇月以内であっても、この決定又は異議申立てに対する決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>	



## 産業廃棄物問題対策特別委員会 次第

1. 月日等 平成23年12月6日(火) 午前10時00分
2. 場 所 筑紫野市議会 第2.3委員会室
3. 出席者 委員会 上村委員長・中川副委員長・城間委員・古瀬委員・宮原委員・  
下成委員・高原委員・井上委員  
執行部 市民生活部 今川部長  
環境課 中川課長・福田係長・太郎良主任

事務局 梶原局長・石内課長・平嶋主査

### 4. 議 題

1. 平成23年9月議会産業廃棄物問題対策特別委員会での調査等要請事項について
  - 1) 産業廃棄物処分場について(ポーリング孔調査基準、ストックヤードに残る廃棄物)
  - 2) 平等寺の農地の所有権移転申請について
  - 3) 産業廃棄物処理問題の抜本的解決を求める福岡県促進期成会について
  - 4) 山家の産業廃棄物処理施設設置に係る福岡県条例手続きについて
2. (株)産興の産業廃棄物処分場の現状について
  - 1) 株式会社産興の旧処分場に係る分析結果報告書について
3. その他

平成23年12月 6日開催

## 産業廃棄物問題対策特別委員会資料

(市民生活部環境課)

1. 平成23年9月議会産業廃棄物問題対策特別委員会での調査等要請事項について
  - 1) 産業廃棄物処分場について（ボーリング孔調査基準、ストックヤードに残る廃棄物）
  - 2) 平等寺の農地の所有権移転申請について
  - 3) 産業廃棄物処理問題の抜本的解決を求める福岡県促進期成会について
  - 4) 山家の産業廃棄物処理施設設置に係る福岡県条例手続きについて
2. (株)産興の産業廃棄物処分場の現状について
  - 1) 株式会社産興の旧処分場に係る分析結果報告書について
3. その他

## 1. 特別管理廃棄物とは

廃棄物処理法では、「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物」を特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物(以下、「特別管理廃棄物」という。)として規定し、必要な処理基準を設け、通常の廃棄物よりも厳しい規制を行っています。

特別管理廃棄物の一覧

主な分類		概要
特別管理一般廃棄物	PCB使用部品	廃エアコン・廃テレビ・廃電子レンジに含まれるPCBを使用する部品
	ばいじん	ごみ処理施設の集じん施設で生じたばいじん
	ダイオキシン類含有物	ダイオキシン特措法の廃棄物焼却炉から生じたもので、ダイオキシン類を3ng/g以上含有するばいじん、燃え殻、汚泥
	感染性一般廃棄物*	医療機関等から排出される一般廃棄物であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの
特別管理産業廃棄物	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類(難燃性のタールピッチ類等を除く)
	廃酸	pH2.0以下の廃酸
	廃アルカリ	pH12.5以上の廃アルカリ
	感染性産業廃棄物*	医療機関等から排出される産業廃棄物であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの
	特別管理産業廃棄物 PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
特別管理産業廃棄物 PCB汚染物	PCBが付着等した汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、プラスチック類、	

物 害 産 業 廃 棄 物		金属くず、陶磁器くず、がれき類
	PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物の処理物で一定濃度以上PCBを含むもの*
	指定下水汚泥	下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥*
	銻さい	重金属等を一定濃度以上含むもの*
	廃石綿等	石綿建材除去事業に係るもの又は大気汚染防止法の特定粉じん発生施設から生じたもので飛散するおそれのあるもの
	ばいじん又は燃え殻[PDF 60KB]*	重金属等及びダイオキシン類を一定濃度以上含むもの*
	廃油[PDF 76KB]*	有機塩素化合物等を含むもの*
	汚泥、廃酸又は廃アルカリ[PDF 101KB]*	重金属、有機塩素化合物、PCB、農薬、セレン、ダイオキシン類等を一定濃度以上含むもの*

(参照:廃棄物処理法施行令第1条、第2条の4)

(備考)

1. これらの廃棄物を処分するために処理したのも特別管理廃棄物の対象
2. \*印:排出元の施設限定あり
3. ★印:廃棄物処理法施行規則及び金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(判定基準省令)に定める基準参照

様式第2号の2 (第5条関係)

環境調査書 (最終処分場以外の施設用)

平成21年9月28日

福岡県知事 殿

住所 (法人にあつては主たる事業所の所在地)

福岡県筑紫野市大字山家2060-7

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

エコ・センチュリー21株式会社

代表取締役 田中 直継

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第6条第2項の規定に基づき環境調査書を提出します。

<p>施設の種類及び当該施設において処理する産業廃棄物の種類</p>	<p>施設の種類：産業廃棄物の焼却施設                  処理する産業廃棄物の種類：                  汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類</p>
<p>設置場所</p>	<p>福岡県筑紫野市大字山家                  2045-11, 2045-4, 2053-47, 2053-48, 2053-46, 2053-80, 2053-43, 2053-42, 2060-7, 2060-6, 2044-7, 2045-5, 2045-6</p>
<p>処理能力</p>	<p>90t/日 [3.75t/h×24h/日]</p>



調査計画に基づく各調査事項における調査項目、調査方法、調査結果、調査結果に基づく環境予測及び評価（水質汚濁、大気汚染、騒音、振動、悪臭）

#### <大気汚染>

調査項目：SO<sub>2</sub>、NO<sub>2</sub>、SPM、HCl、ダイオキシン類、  
風向・風速、交通量

調査方法：大気測定車による採集、風向・風速計による測定  
計測カウンターによる測定

調査結果：施設計画地の周辺2地点（吉木地区、山家地区）  
における4季調査の結果は、いずれも大気汚染に係る環境基準に適合した。

予測評価：煙突排ガスによる大気汚染物質の着地濃度は、いずれの項目も環境基準等に適合すると予測されることから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微と考えられる。

沿道大気質濃度は、環境基準等に適合すると予測されることから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微と考えられる。

#### <騒音>

調査項目：施設稼働騒音、道路交通騒音、交通量

調査方法：JIS Z 8731「騒音レベル測定方法」、計測カウンターによる測定

調査結果：施設稼働騒音（L<sub>A5</sub>）は、敷地境界-東において朝42dB、昼間53dB、夕38dB、夜間37dB、敷地境界-西において朝44dB、昼間52dB、夕42dB、夜間41dBで、いずれも規制基準（第2種区域）に適合した。

道路交通騒音（L<sub>Aeq</sub>）は、吉木地区で67dB、山家地区で69dBであり、いずれも環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）を満足した。

予測評価：施設稼働時の騒音レベルは、敷地境界-東で38～53dB、敷地境界-西で42～52dBと予測された。これらの騒音レベルは、「図書館」～「静かな事務所」に相当し、かつ、規制基準に適合していることから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないと考えられる。

道路交通騒音は、現況の騒音レベルを変化させるものではなく、環境基準並びに要請限度を満足していることから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないと考えられる。

	<p>&lt;振 動&gt;</p> <p>調査項目：施設稼働振動，道路交通振動，交通量</p> <p>調査方法：JIS Z 8735（振動レベル測定方法），計測カウンターによる測定</p> <p>調査結果：敷地境界2地点における施設稼働振動（<math>L_{10}</math>）は，いずれも定量下限値未満（<math>&lt;25\text{dB}</math>）であった。</p> <p>道路交通振動（<math>L_{10}</math>）は，吉木地区で41~42dB，山家地区で38dBであり，いずれも要請限度（第1種区域）に適合した。</p> <p>予測評価：施設稼働時の振動レベルは，敷地境界-東で35dB，敷地境界-西で43dBと予測された。これらの振動レベルは，「無感（55dB以下）」に相当し，かつ，規制基準に適合していることから，周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないと考えられる。</p> <p>道路交通振動は，現況の振動レベルを変化させるものではなく，要請限度を満足していることから，周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないと考えられる。</p> <p>&lt;悪 臭&gt;</p> <p>調査項目：特定悪臭物質（22物質），臭気指数</p> <p>調査方法：「悪臭物質の測定の方法（昭和47年，環境省告示第9号）」，「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成7年，環境庁告示第63号）」に準拠する方法</p> <p>調査結果：敷地境界における臭気指数は，風上と風下の両地点で10未満であった。</p> <p>予測評価：煙突排ガスの影響については，敷地外の最大着地濃度が臭気指数9と予測され，悪臭防止法の規制基準（臭気指数12）を満足する。また，施設からの漏洩については，適切な措置を講じることから，周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微と考えられる。</p>
<p>調査計画届に基づく各調査事項における調査結果に基づく措置及び期待される効果</p>	<p>大気汚染については，燃焼室において800℃以上の燃焼温度と2秒以上の滞留時間を確保する，排ガスはバグフィルタ前に消石灰・活性炭を吹込む等の措置を講じることにより，大気汚染物質の発生・拡散の防止が見込まれる。</p> <p>騒音については，主要な発生機器を屋内に設置する，あるいは敷地境界までの距離を十分に取った配置にすることにより，遮音あるいは距離減衰による低減効果が見込まれる。</p> <p>振動については，主要な発生機器を強固な基礎上に設置することにより，発生源の振動レベルの低減が見込まれる。</p> <p>悪臭については，廃棄物を屋内で保管すること等により，拡散の防止が見込まれる。</p>
<p>施設の概要（処理方式，構造及び設備の概要，維持管理の概要）</p>	<p>処理方式，構造及び設備の概要：</p> <p>炉形式：キルン&amp;ストーカ炉</p> <p>付帯設備：ボイラ・発電設備（発電出力：1,950kW）</p> <p>排ガス処理設備：乾式ガス処理装置+バグフィルタ</p> <p>維持管理の概要：</p> <p>中央制御・監視・記録，巡回点検，定期点検・補修</p>

別紙

1 処理施設の種類の種類

処理施設の種類の種類	汚泥の焼却施設 廃油の焼却施設	廃プラスチック類の焼却施設 その他の産業廃棄物の焼却施設
------------	--------------------	---------------------------------

2 当該施設で処理する産業廃棄物の種類

処理する産業廃棄物の種類 (有害・無害の別)	月間取扱 予定最大量 (m <sup>3</sup> t/月)	排出予定事業者 (住所, 氏名, 排出施設名)
汚泥 (有害・ <u>無害</u> )	394.2 t/月	下水処理場、食品工場、化学製品工場
廃油 (特別管理廃棄物を含む) (有害・ <u>無害</u> )	54.0 t/月	化学製品工場、機械工場、自動車工場、ガソリンスタンド、印刷工場、塗料工場、クリーニング工場、科学技術研究機関
廃酸 (特別管理廃棄物を含む) (有害・ <u>無害</u> )	40.5 t/月	化学製品工場、機械工場、食品工場、医薬品工場、科学技術研究機関
廃アルカリ (特別管理廃棄物を含む) (有害・ <u>無害</u> )	40.5 t/月	化学製品工場、機械工場、食品工場、医薬品工場、精錬工場、製材工場、科学技術研究機関
廃プラスチック類 (有害・ <u>無害</u> )	576.0 t/月	化学製品工場、機械工場、食品工場、
紙くず (有害・ <u>無害</u> )	396.0 t/月	印刷工場、製本工場、製紙工場、パルプ工場、新聞印刷工場、建設業
木くず (有害・ <u>無害</u> )	590.4 t/月	木材製造工場、家具工場、建設業
繊維くず (有害・ <u>無害</u> )	72.0 t/月	繊維工場、衣類工場、建設業
動植物性残さ (有害・ <u>無害</u> )	108.0 t/月	食品工場、医薬品工場、香料工場
動物系固形不要物 (有害・ <u>無害</u> )	108.0 t/月	と畜場、食鳥処理場
ゴムくず (有害・ <u>無害</u> )	36.0 t/月	化学製品工場、医療器具工場
感染性廃棄物 (有害・ <u>無害</u> )	108.0 t/月	各医療機関
汚泥 ( <u>有害</u> ・無害)	131.4 t/月	化学製品工場、医薬品工場、石油化学工場、科学技術研究機関 (株)環境施設
廃油 ( <u>有害</u> ・無害)	18.0 t/月	化学製品工場、医薬品工場、石油化学工場、科学技術研究機関

廃酸 (有害・無害)	13.5 t/月	化学製品工場、医薬品工場、石油化学工場、科学技術研究機関
廃アルカリ (有害・無害)	13.5 t/月	化学製品工場、医薬品工場、石油化学工場、科学技術研究機関

### 3 処理施設の設置場所

所在地	福岡県筑紫野市大字山家 2053-42
土地所有者 (住所・氏名)	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目3番21号 株式会社 環境施設 代表取締役 田中 直継
自己所有でない場合	使用承諾の予定 (賃貸借の予定)・購入の予定 その他 ( )
敷地面積	12,767 m <sup>2</sup>
地目	原野
都市計画上の指定区分	都市計画区域外

### 4 処理施設の処理能力

処理能力	汚泥の焼却施設 36.00t/日 [1.500t/h×24h/日]	稼働時間	24 時間/日
	廃油の焼却施設 9.60t/日 [0.400t/h×24h/日]		
	廃プラスチック類の焼却施設 38.42t/日 [1.601t/h×24h/日]		
	その他の産業廃棄物の焼却施設 66.48t/日 [2.770t/h×24h/日]		

## 5 環境調査

### (1) 水質関係

計画施設は、クローズドシステムを採用することにより排水を放流しないことから、水環境への影響はないものと判断される。よって、関係する項目の調査は実施していない。

### (2) 大気

調査項目	SO <sub>2</sub> , NO <sub>2</sub> , SPM, HCl, ダイオキシン類, 風向・風速, 交通量
調査方法	大気測定車による捕集, 風向・風速計による測定, 計測カウンターによる測定
調査結果	施設計画地の周辺 2 地点 (吉木地区, 山家地区) における 4 季調査の結果は, いずれも大気汚染に係る環境基準に適合した。
調査結果に基づく環境予測及び評価	<p>&lt;煙突排ガスの排出&gt; 長期的評価のための計算の結果, いずれの項目も予測結果は, 環境基準を満足した。最大着地濃度は, 施設計画地から 400m の山林に出現すると予測された。 短期的評価のための計算の結果, 寄与濃度の最大値は, 逆転層出現時に目標値を下まわり, 環境保全目標を満足すると考えられる。最大着地濃度は, 施設計画地から 500m の山林に出現すると予測され, また, その出現頻度は, 気象条件 (大気安定度: A, 風速 1m/s) から推察すると 1% 程度と限られている。 以上のことから, 計画施設の稼働により発生する煙突排ガスが, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微と考えられる。</p> <p>&lt;廃棄物運搬車両の走行&gt; 沿道大気質の予測計算の結果, 二酸化窒素および浮遊粒子状物質は, いずれも環境基準を満足した。 以上のことから, 廃棄物運搬車両の走行により発生する排ガスが, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微と考えられる。</p>

(3) 騒音

調査項目	施設稼働騒音, 道路交通騒音, 交通量
調査方法	JIS Z 8731 「騒音レベル測定方法」, 計測カウンターによる測定
調査結果	<p>施設稼働騒音 (<math>L_{A5}</math>) は, 敷地境界-東において朝 42dB, 昼間 53dB, 夕 38dB, 夜間 37dB, 敷地境界-西において朝 44dB, 昼間 52dB, 夕 42dB, 夜間 41dB で, いずれも規制基準 (第 2 種区域) に適合した。</p> <p>道路交通騒音 (<math>L_{Aeq}</math>) は, 吉木地区で 67dB, 山家地区で 69dB であり, いずれも環境基準 (幹線交通を担う道路に近接する空間) を満足した。</p>
調査結果に基づく 環境予測及び評価	<p>&lt;施設の稼働&gt;</p> <p>施設稼働時の騒音レベルは, 現況に比べ, 敷地境界-東で 0~1dB, 敷地境界-西で 0~1dB 増加するものの, その程度はわずかである。敷地境界における騒音レベル (38~53dB) は, 「図書館」~「静かな事務所」に相当するものであり, 特定工場等の規制基準 (第 2 種区域) を満足する。</p> <p>以上のことから, 施設の稼働に伴い発生する騒音が, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないと考えられる。</p> <p>&lt;廃棄物運搬車両の走行&gt;</p> <p>運搬車両の走行に伴って発生する道路交通騒音は, 現況の騒音レベルを変化させるものではなく, 環境基準並びに要請限度を満足した。</p> <p>以上のことから, 運搬車両の走行に伴って発生する道路交通騒音については, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないと考えられる。</p>

(4) 振動

調査項目	施設稼働振動, 道路交通振動, 交通量
調査方法	JIS Z 8735 (振動レベル測定方法), 計測カウンターによる測定
調査結果	<p>敷地境界における施設稼働振動 (<math>L_{10}</math>) は, いずれも定量下限値未満 (&lt;25dB) であった。</p> <p>道路交通振動 (<math>L_{10}</math>) は, 吉木地区で 41dB, 山家地区で 38dB であり, いずれも要請限度 (第 1 種区域) に適合した。</p>
調査結果に基づく 環境予測及び評価	<p>&lt;施設の稼働&gt;</p> <p>施設稼働時の振動レベルは, 敷地境界-東で 35dB, 敷地境界-西で 43dB と予測され, いずれも振動規制法に係る規制基準 (第 1 種区域) を満足した。また, 予測結果は人体が感知できない程度の振動レベル (55dB 以下) に該当する。</p> <p>以上のことから, 計画施設の稼働により発生する振動が, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微と考えられる。</p> <p>&lt;廃棄物運搬車両の走行&gt;</p> <p>運搬車両の走行に伴って発生する道路交通振動は, 現況の振動レベルを変化させるものではなく, 要請限度を満足した。</p> <p>以上のことから, 運搬車両の走行に伴って発生する道路交通振動については, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないと考えられる。</p>

(5) 悪臭

調査項目	特定悪臭物質 (22 物質), 臭気指数
調査方法	「悪臭物質の測定の方法 (昭和 47 年, 環境省告示第 9 号)」、 「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法 (平成 7 年, 環境庁告示第 63 号)」に準拠する方法
調査結果	敷地境界における臭気指数は, 風上と風下の両地点で 10 未満であった。
調査結果に基づく 環境予測及び評価	<p>&lt;煙突排ガスの排出&gt; 敷地外の最大着地濃度は, 敷地境界で臭気指数 9 と予測され, 悪臭防止法の規制基準 (臭気指数 12) を満足した。臭気指数 9 は, 現況と同様に 10 未満の濃度レベルであり, ” 認知閾値程度の弱いにおい” に相当する。 以上のことから, 煙突排ガスに含まれる悪臭が, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微と考えられる。</p> <p>&lt;施設からの悪臭の漏洩&gt; 事業の実施にあたっては, 廃棄物を屋内で保管する等の対策に努めることから, 悪臭が棟外へ漏洩することはほとんどないと考えられる。 以上のことから, 施設から洩漏する悪臭が, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないと考えられる。</p>

(6) 気象

調査項目	調査方法	調査結果
風況	風向・風速計による測定	施設計画地における H20.8.23 ~ H21.8.22 の測定によると, 最多風向は南東, 平均風速は 0.7m/s であった。

(7) 使用道路状況

調査項目		調査方法	調査結果
使用道路	位置	地図による確認	施設計画地の西側
	名称	地図による確認	主要地方道筑紫野太宰府線
	幅員	現地測定	12m
	舗装状況	現地確認	アスファルト
歩道の有無		現地確認	有
交通安全施設等の有無		現地確認	道路標識

(8) 文化財

調査項目	調査方法	調査結果
文化財の分布状況	筑紫野市教育部文化復興課へ照会	施設計画地に存在しない
文化財の保存状況	筑紫野市教育部文化復興課へ照会	施設計画地に存在しない

(9) 景観

調査項目	調査方法	調査結果
景観展望地点の位置	現地確認	該当なし
同地点の利用状況	現地確認	該当なし

## (10) 施設位置に係る関係法令等の規制内容及び土地利用状況

## ア 関係法令等の規制内容

関係法令	規制内容等	確認方法	規制に対する対応
水質汚濁防止法	該当なし	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	届出等の必要なし
大気汚染防止法	ばい煙発生施設の設置の届出	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	設置の届出 (県：工事開始の 60 日前までに届出予定)
騒音規制法	第 2 種区域	筑紫野市環境保全課	設置の届出 (市：工事開始の 30 日前までに届出予定)
	特定施設設置の届出		
振動規制法	第 1 種区域	筑紫野市環境保全課	設置の届出 (市：工事開始の 30 日前までに届出予定)
	特定施設設置の届出		
悪臭防止法	臭気指数 12	筑紫野市環境保全課	届出等の必要なし
ダイオキシン類対策特別措置法	特定施設設置の届出	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	設置の届出 (県：工事開始の 60 日前までに届出予定)
福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例	特定施設設置の届出	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	設置の届出 (市：工事開始の 30 日前までに届出予定)
瀬戸内海環境保全特別措置法	該当なし	福岡県自然環境課	届出等の必要なし
自然環境保全体法	該当なし	福岡県自然環境課	届出等の必要なし
福岡県環境保全に関する条例	該当なし	福岡県自然環境課	届出等の必要なし
筑紫野市環境基本条例	該当なし	筑紫野市環境保全課	届出等の必要なし
筑紫野市環境配慮に関する要綱	該当なし	筑紫野市環境保全課	届出等の必要なし
国土利用計画法	該当なし	福岡県総合政策課	届出等の必要なし
都市計画法	都市計画区域外	筑紫野市都市計画課	届出等の必要なし
建築基準法	建築確認の許可申請	福岡県那珂土木事務所 建築指導課	許可申請 (県：工事開始の 35 日前までに届出予定)
国有財産法（里道・水路等）	該当なし	筑紫野市 建設課	届出等の必要なし
宅地造成等規制法	該当なし	福岡県都市計画課	届出等の必要なし
公有水面埋立法	該当なし	福岡県河川課	届出等の必要なし
採石法	該当なし	福岡県工業保安課	届出等の必要なし
砂利採取法	該当なし	福岡県工業保安課	届出等の必要なし

関係法令	規制内容等	確認方法	規制に対する対応
農地法	該当なし	筑紫野市農業委員会 事務局, 農政課	届出等の必要なし
農業振興地域の整備に関する法律	該当なし	筑紫野市農業委員会 事務局, 建設部農政課	届出等の必要なし
消防法	危険物一般取扱所 屋外タンク貯蔵所 屋外貯蔵所 地下タンク貯蔵所	筑紫野太宰府消防本部	設置の届出 (消防本部: 工事開始前に届出予定)
筑紫野太宰府消防組合消防本部訓令	開発行為等	筑紫野太宰府消防本部	消防水利施設の設置 消防活動用空地の確保
自然公園法	該当なし	福岡県筑紫保健福祉 環境事務所	届出等の必要なし
福岡県立自然公園条例	該当なし	福岡県筑紫保健福祉 環境事務所	届出等の必要なし
福岡県自然海浜保全地区条例	該当なし	福岡県自然環境課	届出等の必要なし
都市公園法	該当なし	筑紫野市都市計画課	届出等の必要なし
森林法	該当なし	福岡県森林保全課	届出等の必要なし
水源地域対策特別措置法	該当なし	福岡県水資源対策課 振興係	届出等の必要なし
河川法	該当なし	福岡県那珂土木事務所 河川砂防課	届出等の必要なし
砂防法	該当なし	福岡県那珂土木事務所 河川砂防課	届出等の必要なし
地すべり防止法	該当なし	福岡県那珂土木事務所 河川砂防課	届出等の必要なし
急傾斜の崩壊による災害の防止に関する法律	該当なし	福岡県那珂土木事務所 河川砂防課	届出等の必要なし
海岸法	該当なし	福岡県港湾課	届出等の必要なし
港湾法	該当なし	福岡県港湾課	届出等の必要なし
漁港漁場整備法	該当なし	福岡県水産振興課	届出等の必要なし

イ 土地利用状況（計画地周辺の土地利用）

付近の土地利用状況	施設計画地およびその周辺 300m の範囲は、概ね山林が分布し、南側には事業場が立地している。
付近住宅等との関係	直近の住宅は、施設計画地から南南東へ約 450m の位置に存在
縣市町村の土地利用計画	なし（法令等を確認）
農業、林業及び漁業の状況	直近の畑地は、施設計画地から南東へ約 300m の位置に存在。計画地周辺に林業と漁業は存在しない。
宅地開発予定区域の位置、規模	なし（筑紫野市都市計画などを確認）
学校、保育園、病院、老人ホーム、公園等の位置	福岡県農業大学校が、施設計画地の西北西へ約 1.3km の位置に存在。

6 環境調査結果に基づく環境保全のための措置及び期待される効果

項目	措置内容	期待される効果
水質関係	なし	なし
大気関係	<p>廃棄物は屋内または屋外タンク・密閉容器で保管する。</p> <p>二次燃焼室において 800℃以上の燃焼温度と 2 秒以上の滞留時間を確保し、二次空気を適切に吹き込む。</p> <p>廃熱ボイラ出口の排ガスは、水噴霧により 200℃以下に急冷する。</p> <p>バグフィルタ前に消石灰・活性炭を吹込む。</p>	大気汚染物質の発生・拡散の防止が見込まれる。
騒音関係	主要な騒音発生機器は、屋内設置とする。	遮音による低減効果が見込まれる。
振動関係	主要な振動発生機器は、強固な基礎上に設置する。	発生源の振動レベルの低減が見込まれる。
悪臭関係	悪臭を発生する恐れのある廃棄物は、屋内または屋外タンク・密閉容器で保管する。	悪臭の拡散の防止が見込まれる。
地形及び地質関係	なし	なし
防災関係	<p>消防水利施設（防火水槽）</p> <p>消火器等の設置</p>	万一の火災発生時に迅速な対応が可能で被害の低減が見込まれる。
使用道路関係	なし	なし
文化財関係	なし	なし
景観関係	なし	なし
その他	なし	なし

7 処理施設の処理方法、構造及び設備の概要

処理方式 (方法)		汚泥の焼却処理 廃油の焼却処理 廃プラスチック類の焼却処理 その他の産業廃棄物の焼却処理			
構造及び設備の概要	中間処理施設	別添 書類・図面のとおりに			
	保管施設		処理前廃棄物用		処理後廃棄物用
		管理方法	固形廃棄物：建屋内ピットまたは建屋内ヤードに保管 液状廃棄物：専用タンクによる保管及びドラム缶による保管		コンテナによる一時保管
		構造等	別添 品目別最大保管容量表のとおりに		別添 品目別最大保管容量表のとおりに
		保管面積	別添 品目別最大保管容量表のとおりに		別添 品目別最大保管容量表のとおりに
		保管容量	別添 品目別最大保管容量表のとおりに		別添 品目別最大保管容量表のとおりに
中間処理後物の処分方法等	種類	燃え殻		ばいじん	
		1 期工事完了後	2 期工事完了後		
	処分方法等	管理型最終処分場へ搬出	熔融処理による無害化	管理型最終処分場へ搬出	
	処分先の名称	富士開発 株式会社	自社 熔融施設	富士開発 株式会社	
	処分先の所在地	福岡県鞍手郡小竹町大字御徳 135 番地 75	福岡県筑紫野市大字山家 2053-47	福岡県鞍手郡小竹町大字御徳 135 番地 75	
	処分先の許可番号	4040002853	—	4040002853	
維持管理の概要	搬入物のチェック及び搬入量の把握方法等	搬入時の伝票及び検量票			
	施設稼働時間	24 時間/日			
	従業員の配置体制	配置従業員数	20 人		
		現場責任者	職名 課長 氏名 山下 亜咲実		
技術管理者 (法に定められた場合に限る)		職名 代表取締役 氏名 田中 直継			
設計者 (社名)	株式会社 タクマ				
予定施工者 (社名)	株式会社 タクマ				

様式第6号(第13条関係)

# 環境調査変更届

平成22年6月15日

福岡県知事 殿

住所(法人にあつては主たる事業所の所在地)

福岡県筑紫野市大字山家2060-7

氏名(法人にあつては名称及び代表者の姓名)

エコ・センチュリー21株式会社

代表取締役 田中 直継

環境調査書の内容を変更したいので、福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第17条第1項の規定に基づき、届け出ます。

調査計画届提出年月日	平成21年 9月 28日	
施設の設置場所	福岡県筑紫野市大字山家 2053-42	
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
施設の設置場所	福岡県筑紫野市大字山家 2045-11, 2045-4, 2053-47, 2053-48, 2053-46, 2053-80, 2053-43, 2053-42, 2060-7, 2060-6, 2044-7, 2045-5, 2045-6	福岡県筑紫野市大字山家 2053-42



様式第6号(第13条関係)

# 環境調査変更届

平成22年7月22日

福岡県知事 殿

住所(法人にあっては主たる事業所の所在地)

福岡県筑紫野市大字山家2060-7

氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

エコ・センチュリー21株式会社

代表取締役 田中 直継

環境調査書の内容を変更したいので、福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第17条第1項の規定に基づき、届け出ます。

調査計画届提出年月日	平成21年 9月 28日	
施設の設置場所	福岡県筑紫野市大字山家 2053-42	
変更に係る事項	変更前	変更後
施設の設置場所	福岡県筑紫野市大字山家 2045-11, 2045-4, 2053-47, 2053-48, 2053-46, 2053-80, 2053-43, 2053-42, 2060-7, 2060-6, 2044-7, 2045-5, 2045-6	福岡県筑紫野市大字山家 2053-42
施設の種類及び当該施設において処理する産業廃棄物の種類	施設の種類： 産業廃棄物の焼却施設  処理する産業廃棄物の種類： 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、 廃プラスチック類、紙くず、 木くず、繊維くず、動植物性残さ、 動物系固形不要物、ゴムくず、 金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び 陶磁器くず、がれき類	施設の種類： 汚泥の焼却施設 廃油の焼却施設 廃プラスチック類の焼却施設 その他の産業廃棄物の焼却施設  処理する産業廃棄物の種類： 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、 廃プラスチック類、紙くず、木くず、 繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、 ゴムくず、金属くず、ガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器くず、 がれき類



変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
処理能力	90t/日 [3.75t/h×24h/日]	混焼時 90.00t/日 [3.750t/h×24h/日] 汚泥の焼却施設 36.00t/日 [1.500t/h×24h/日] 廃油の焼却施設 9.60t/日 [0.400t/h×24h/日] 廃プラスチック類の焼却施設 38.42t/日 [1.601t/h×24h/日] その他の産業廃棄物の焼却施設 66.48t/日 [2.770t/h×24h/日]

様式第6号(第13条関係)

# 環境調査変更届

平成22年11月2日

福岡県知事 殿

住所(法人にあつては主たる事業所の所在地)

福岡県筑紫野市大字山家2060-7

氏名(法人にあつては名称及び代表者の姓名)

エコ・センチュリー21株式会社

代表取締役 田中 直継

環境調査書の内容を変更したいので、福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第17条第1項の規定に基づき、届け出ます。

調査計画届提出年月日	平成21年 9月 28日	
施設の設置場所	福岡県筑紫野市大字山家 2053-42	
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
施設の種類及び当該施設において処理する産業廃棄物の種類	施設の種類： 汚泥の焼却施設 廃油の焼却施設 廃プラスチック類の焼却施設 その他の産業廃棄物の焼却施設  処理する産業廃棄物の種類： 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、 廃プラスチック類、紙くず、木くず、 繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、 ゴムくず、金属くず、ガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器くず、 がれき類	施設の種類： 汚泥の焼却施設 廃油の焼却施設 廃プラスチック類の焼却施設 その他の産業廃棄物の焼却施設  処理する産業廃棄物の種類： 汚泥*、廃油*、廃酸*、廃アルカリ*、 廃プラスチック類、紙くず、木くず、 繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、 ゴムくず、感染性廃棄物  *印は特別管理廃棄物を含む





廃棄物処理施設建設概要

1. 事業概要

1 期工事で廃棄物焼却発電施設（前処理設備として、乾燥施設、破碎施設、中和施設を含む）を建設し、廃棄物処理業を行う計画です。焼却施設ではサーマルリカバリーを実施し、廃棄物発電により場内の消費電力を賄い、余剰分は販売する計画で、低炭素社会の実現に寄与する施設を目指します。さらに2 期工事で灰溶融施設を建設し、焼却施設から発生する焼却灰を溶融処理し資材化し、循環型社会の一翼を担う施設とする計画です。

ただし、「福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」に基づき申請する施設としては、灰溶融施設は該当しないため、環境調査書では灰溶融施設に触れていません。しかし、生活環境影響調査においては、環境負荷が最大となる「焼却発電施設と灰溶融施設の両施設が同時に稼動した状況」を想定し、予測調査しています。

2. 建設計画地 福岡県筑紫野市山家 2053-42 他 （参照：2. 当該施設の位置を明らかにする図面）

3. 事業主 エコ・センチュリー21 株式会社 代表取締役 田中直継

4. 施設概要

期	No.	施設名	項目	内容	備考
1 期工事 (今回の条例手続き対象)	1	焼却施設	概要	No.2~4 の乾燥設備、破碎設備、中和設備を前処理設備として付帯し、様々な性状の廃棄物を受け入れ、それらを効率よく混合焼却し、さらに廃熱で発電する、循環型社会、低炭素社会に適した施設。	
			能力	90t/d [3.75t/h×24h/d] (計画混焼時)	
			形式	キルン&ストーカ炉	
			付帯設備	ボイラ・発電設備 発電出力 1,950kW (計画混焼時) 排ガス処理設備：バグフィルタ+乾式有害ガス除去装置 排ガス量 28,285m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h (計画混焼時)	
	2	乾燥施設 (焼却前処理)	概要	水分の高い汚泥を焼却前に乾燥し、コンベヤで焼却施設に投入。焼却施設の燃焼排ガスを乾燥機に導き熱源とし、化石燃料等を使用しない。乾燥機から排出された排ガスは、再び焼却施設に戻る循環式。	
			能力	32.7m <sup>3</sup> /d [1.36m <sup>3</sup> /h×24h/d]	
			形式	燃焼排ガス直接乾燥回転ドラム方式	
			付帯設備	サイクロン、汚泥乾燥機用送風機 (排ガス循環)	
	3	破碎施設 (前処理設備)	概要	直接焼却炉に投入できない大きさの廃棄物を破碎し、破碎後の廃棄物は焼却用のピットに貯留され、その後、焼却設備に投入される。強力な油圧駆動方式を採用し、効率よく破碎する。	
			能力	195.8m <sup>3</sup> /d [17.8m <sup>3</sup> /h×11h/d] (木くず：107.6t/d)	
			形式	二軸せん断油圧駆動方式	
			付帯設備	破碎物コンベヤ	
4	中和施設 (前処理設備)	概要	中和処理が必要な廃酸、廃アルカリを受け入れて中和し、処理後の廃液は、ポンプで圧送し焼却施設でノズル噴霧焼却処理。		
		能力	150m <sup>3</sup> /d		
		形式	コンクリート製地下槽薬液中和攪拌方式		
		付帯	攪拌機、ポンプ		
2 期工事	5	灰溶融施設	概要	焼却施設から排出される焼却灰を溶融し、スラグ化する施設。	
			能力	20t/d [834kg/h×24h/d]	
			形式	燃料式溶融炉	
			付帯設備	排ガス処理設備：バグフィルタ+乾式有害ガス除去装置 排ガス量 6,983m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h	

5. 対象廃棄物

	名称	計画焼却処理量		前処理
		t/d	kg/h	
1	汚泥（特別管理産業廃棄物含む）	17.52	730	乾燥
2	廃油（特別管理産業廃棄物含む）	2.40	100	
3	廃酸・廃アルカリ（特別管理産業廃棄物含む）	3.60	150	中和
4	廃プラスチック類	19.20	800	
5	紙くず	13.20	550	破砕
6	木くず	19.68	820	破砕
7	繊維くず	2.40	100	破砕
8	動植物性残さ・動物系固形不要物	7.20	300	
9	ゴムくず	1.20	50	
10	感染性産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）	3.60	150	
	合計	90.00	3,750	

尚、上記廃棄物には、特別管理産業廃棄物として、有害廃棄物（有機塩素化合物や重金属類）を含みます。化学工場や自動車工場、機械工場、電気製品工場等から排出される、汚泥や廃油（塗料等）に含まれる鉛や水銀等の重金属や、廃油、廃酸、廃アルカリに含まれるトリクロロエタン等の有機塩素化合物を想定しています。

- ・有機塩素化合物：燃焼温度（800℃以上）で分解します。
- ・重金属類：焼却することで揮発し、排ガス中にばいじんと共に存在します。ガス冷却設備で冷却し、ばいじんと共に排ガス処理設備（バグフィルタ）で捕集した後、ばいじん（飛灰）として排出します。このばいじんは薬剤（重金属固定剤）で重金属の溶出を抑制した上で、管理型最終処分場へ搬出します。

6. 公害防止条件

1) 大気汚染関係

(O<sub>2</sub>=12%換算値)

項目	法規制値	自主管理目標値
ばいじん	0.08 g/m <sub>N</sub> <sup>3</sup> 以下	0.08 g/m <sub>N</sub> <sup>3</sup> 以下
窒素酸化物	250 ppm以下	250 ppm以下
硫黄酸化物	K値 17.5以下	K値 4.5以下
塩化水素	700 mg/m <sub>N</sub> <sup>3</sup> 以下	240 mg/m <sub>N</sub> <sup>3</sup> 以下
ダイオキシン類	1 ng-TEQ/m <sub>N</sub> <sup>3</sup> 以下	1 ng-TEQ/m <sub>N</sub> <sup>3</sup> 以下
一酸化炭素	100 ppm以下	100 ppm以下

2) 焼却灰・ばいじん関係

項目	法規制値
燃え殻の熱灼減量（600℃×3h）	10%以下
燃え殻・ばいじん中のダイオキシン類含有濃度	3ng-TEQ/g以下

7. 施設全体計画

別紙の「施設全体計画フローシート」のとおりです。

## 8. 焼却炉形式

### ロータリーキルン&ストーカ炉

多様な廃棄物を受け入れる計画であるため、各廃棄物が適切に焼却処理できる形式を選定しました。

ストーカ炉、ロータリーキルン炉のそれぞれに廃棄物を投入できます。廃棄物の性状に応じて、投入する炉を選択でき、様々な性状に対応できます。

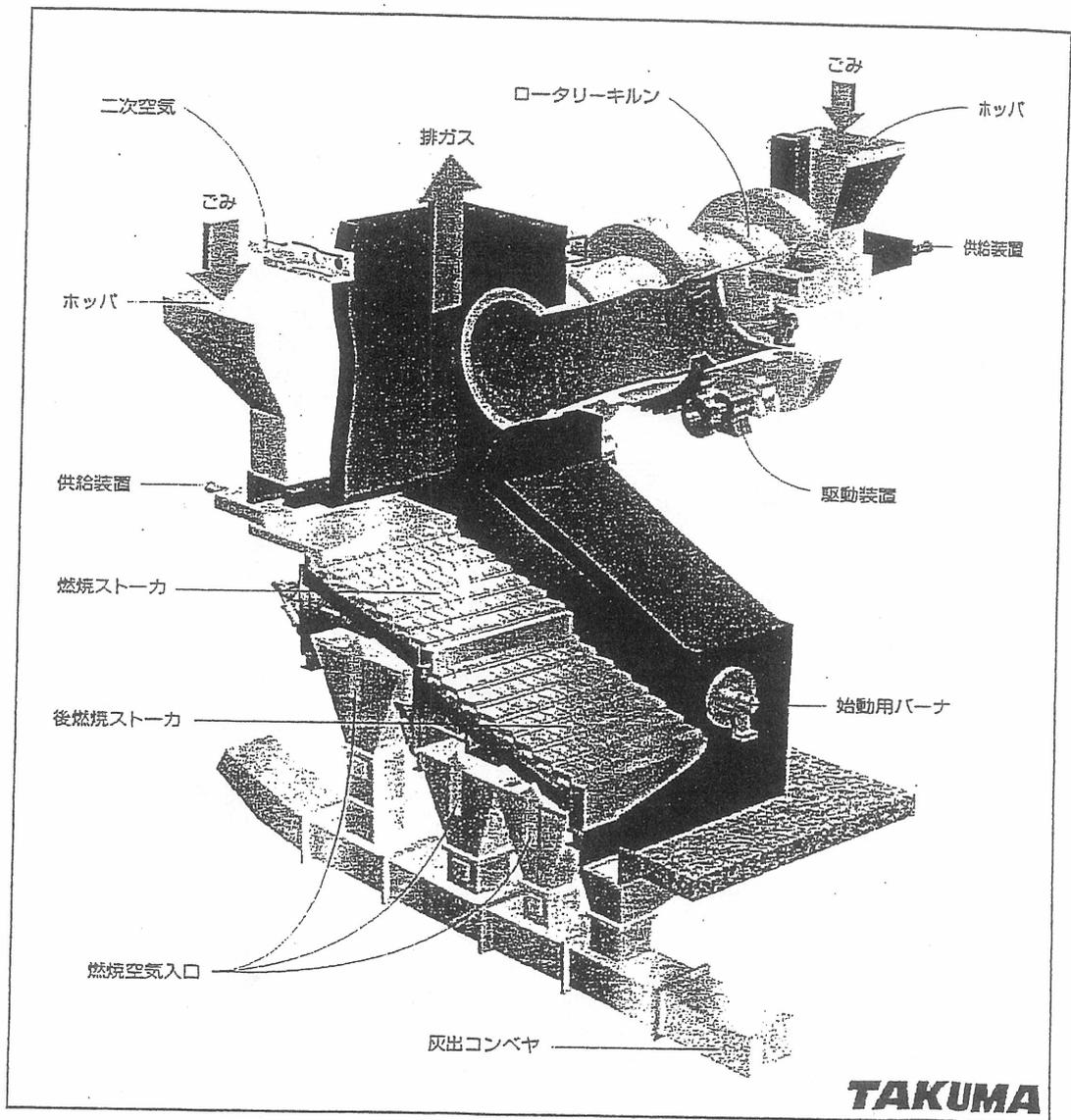
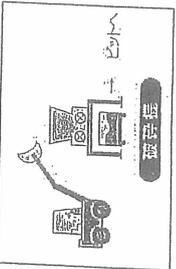
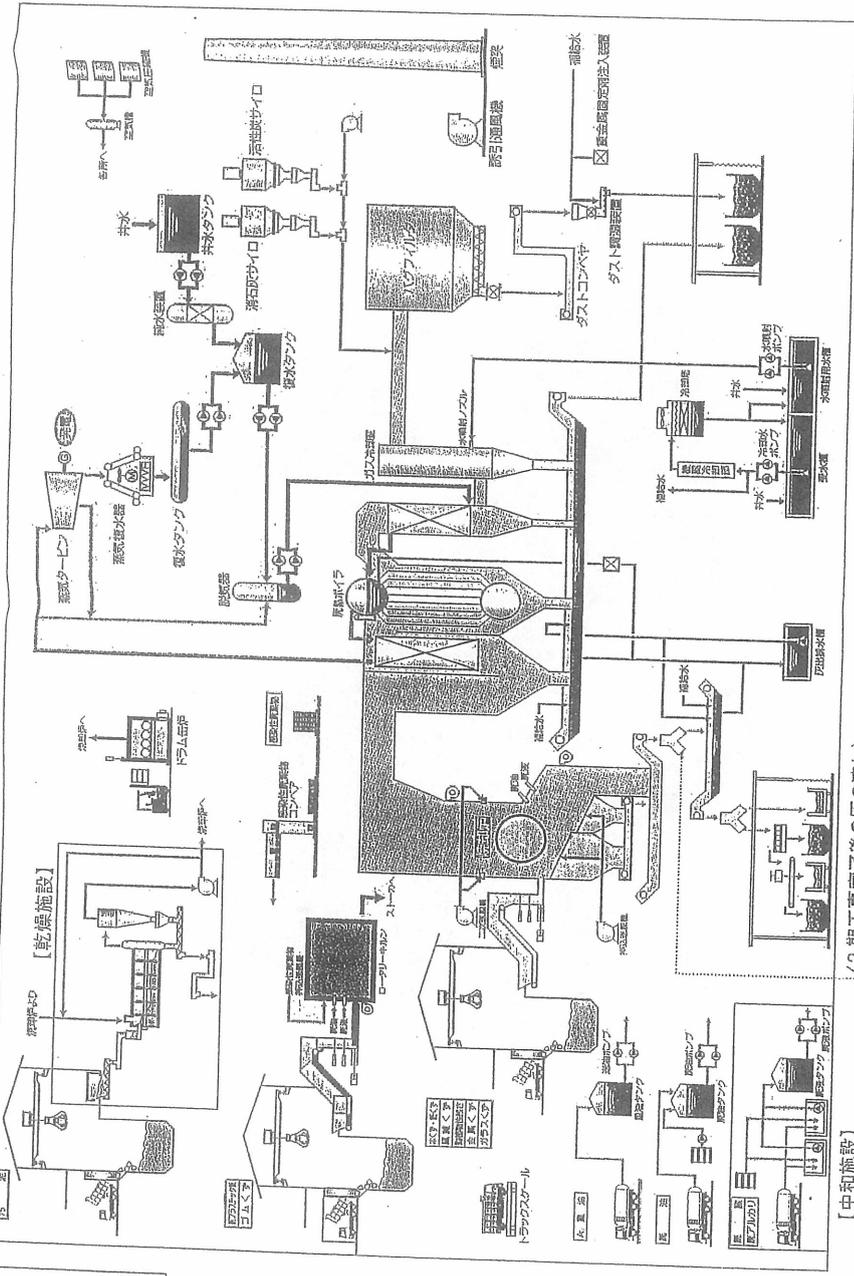


図 ロータリーキルン&ストーカ炉模式図

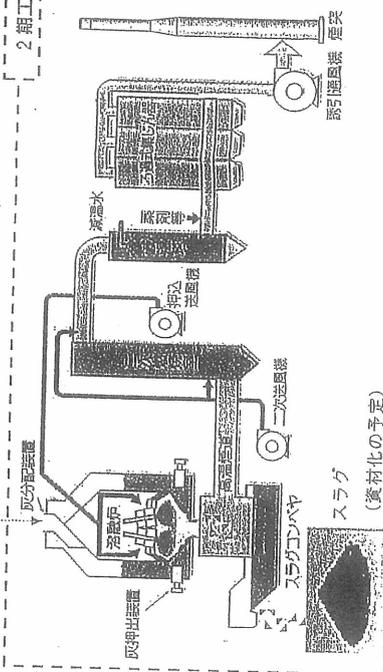
【破砕施設】



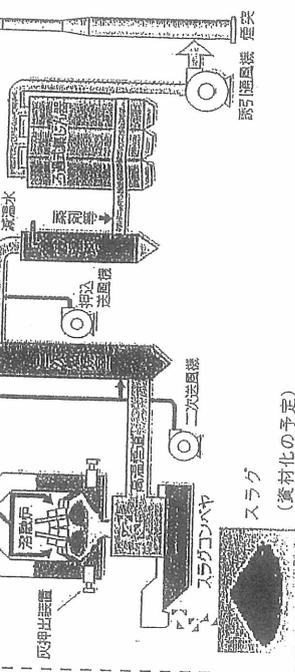
【焼却施設】



【中和施設】



【灰溶融施設】



2 期工事範囲

エコ・センチュリー21株式会社 殿  
施設全体計画フローシート

様式第2号の2 (第5条関係)

環境調査書 (最終処分場以外の施設用)

平成21年9月28日

福岡県知事 殿

住所 (法人にあつては主たる事業所の所在地)

福岡県筑紫野市大字山家2060-7

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

エコ・センチュリー21株式会社

代表取締役 田中 直継

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第6条第2項の規定に基づき環境調査書を提出します。

施設の種類及び当該施設において処理する産業廃棄物の種類	施設の種類 : 汚泥の乾燥施設 処理する産業廃棄物の種類 : 汚泥
設置場所	福岡県筑紫野市大字山家 2053-46, 2053-80, 2053-43
処理能力	32.7m <sup>3</sup> /日 [1.36m <sup>3</sup> /h×24h/日]



<p>調査計画に基づく各調査事項における調査項目、調査方法、調査結果、調査結果に基づく環境予測及び評価（水質汚濁、大気汚染、騒音、振動、悪臭）</p>	<p>&lt;大気汚染&gt;  調査項目：SO<sub>2</sub>、NO<sub>2</sub>、SPM、HCl、ダイオキシン類、風向・風速、交通量  調査方法：大気測定車による採集、風向・風速計による測定計測カウンターによる測定  調査結果：施設計画地の周辺2地点（吉木地区、山家地区）における4季調査の結果は、いずれも大気汚染に係る環境基準に適合した。  予測評価：煙突排ガスによる大気汚染物質の着地濃度は、いずれの項目も環境基準等に適合すると予測されることから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微と考えられる。  沿道大気質濃度は、環境基準等に適合すると予測されることから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微と考えられる。</p> <p>&lt;騒音&gt;  調査項目：施設稼働騒音、道路交通騒音、交通量  調査方法：JIS Z 8731「騒音レベル測定方法」、計測カウンターによる測定  調査結果：施設稼働騒音（L<sub>A5</sub>）は、敷地境界-東において朝42dB、昼間53dB、夕38dB、夜間37dB、敷地境界-西において朝44dB、昼間52dB、夕42dB、夜間41dBで、いずれも規制基準（第2種区域）に適合した。  道路交通騒音（L<sub>Aeq</sub>）は、吉木地区で67dB、山家地区で69dBであり、いずれも環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）を満足した。  予測評価：施設稼働時の騒音レベルは、敷地境界-東で38～53dB、敷地境界-西で42～52dBと予測された。これらの騒音レベルは、「図書館」～「静かな事務所」に相当し、かつ、規制基準に適合していることから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないと考えられる。  道路交通騒音は、現況の騒音レベルを変化させるものではなく、環境基準並びに要請限度を満足していることから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないと考えられる。</p>
---	--

	<p>&lt;振 動&gt;</p> <p>調査項目：施設稼働振動，道路交通振動，交通量</p> <p>調査方法：JIS Z 8735（振動レベル測定方法），計測カウンターによる測定</p> <p>調査結果：敷地境界2地点における施設稼働振動（<math>L_{10}</math>）は，いずれも定量下限値未満（<math>&lt;25\text{dB}</math>）であった。</p> <p>道路交通振動（<math>L_{10}</math>）は，吉木地区で41～42dB，山家地区で38dBであり，いずれも要請限度（第1種区域）に適合した。</p> <p>予測評価：施設稼働時の振動レベルは，敷地境界-東で35dB，敷地境界-西で43dBと予測された。これらの振動レベルは，「無感（55dB以下）」に相当し，かつ，規制基準に適合していることから，周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないと考えられる。</p> <p>道路交通振動は，現況の振動レベルを変化させるものではなく，要請限度を満足していることから，周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないと考えられる。</p> <p>&lt;悪 臭&gt;</p> <p>調査項目：特定悪臭物質（22物質），臭気指数</p> <p>調査方法：「悪臭物質の測定の方法（昭和47年，環境省告示第9号）」，「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成7年，環境庁告示第63号）」に準拠する方法</p> <p>調査結果：敷地境界における臭気指数は，風上と風下の両地点で10未満であった。</p> <p>予測評価：煙突排ガスの影響については，敷地外の最大着地濃度が臭気指数9と予測され，悪臭防止法の規制基準（臭気指数12）を満足する。また，施設からの漏洩については，適切な措置を講じることから，周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微と考えられる。</p>
<p>調査計画届に基づく各調査事項における調査結果に基づく措置及び期待される効果</p>	<p>大気汚染については，燃焼室において800℃以上の燃焼温度と2秒以上の滞留時間を確保する，排ガスはバグフィルタ前に消石灰・活性炭を吹込む等の措置を講じることにより，大気汚染物質の発生・拡散の防止が見込まれる。</p> <p>騒音については，主要な発生機器を屋内に設置する，あるいは敷地境界までの距離を十分に取った配置にすることにより，遮音あるいは距離減衰による低減効果が見込まれる。</p> <p>振動については，主要な発生機器を強固な基礎の上に設置することにより，発生源の振動レベルの低減が見込まれる。</p> <p>悪臭については，廃棄物を屋内で保管すること等により，拡散の防止が見込まれる。</p>
<p>施設の概要（処理方式，構造及び設備の概要，維持管理の概要）</p>	<p>処理方式，構造及び設備の概要： 燃焼排ガス直接乾燥回転ドラム方式</p> <p>維持管理の概要： 中央制御・監視・記録，巡回点検，定期点検・補修</p>

別紙

1 処理施設の種類

処理施設の種類	汚泥の乾燥施設
---------	---------

2 当該施設で処理する産業廃棄物の種類

処理する産業廃棄物の種類 (有害・無害の別)	月間取扱 予定最大量 (m <sup>3</sup> t/月)	排出予定事業者 (住所、氏名、排出施設名)
汚泥 (有害・ <u>無害</u> )	394.2 t/月	下水処理場、食品工場、化学製品工場
汚泥 ( <u>有害</u> ・無害)	131.4 t/月	化学製品工場、医薬品工場、石油化学工場、科学技術研究機関 (株)環境施設

3 処理施設の設置場所

所在地	福岡県筑紫野市大字山家 2053-46
土地所有者 (住所・氏名)	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目 3 番 21 号 株式会社 環境施設 代表取締役 田中 直継
自己所有でない場合	使用承諾の予定 ( <u>賃貸借の予定</u> )・購入の予定 その他 ( )
敷地面積	1,360 m <sup>2</sup>
地目	雑種地
都市計画上の指定区分	都市計画区域外

4 処理施設の処理能力

処理能力	32.7m <sup>3</sup> /日 [1.3636m <sup>3</sup> /h×24h/日] (1500kg/h÷1000÷1.10t/m=1.3636m <sup>3</sup> /h)	稼働時間	24 時間/日
------	--	------	---------

5 環境調査

(1) 水質関係

計画施設は、クローズドシステムを採用することにより排水を放流しないことから、水環境への影響はないものと判断される。よって、関係する項目の調査は実施していない。

(2) 大 気

調査項目	SO <sub>2</sub> , NO <sub>2</sub> , SPM, HCl, ダイオキシン類, 風向・風速, 交通量
調査方法	大気測定車による捕集, 風向・風速計による測定, 計測カウンターによる測定
調査結果	施設計画地の周辺 2 地点 (吉木地区, 山家地区) における 4 季調査の結果は, いずれも大気汚染に係る環境基準に適合
調査結果に基づく環境予測及び評価	<p>&lt; 煙突排ガスの排出 &gt;</p> <p>長期的評価のための計算の結果, いずれの項目も予測結果は, 環境基準を満足した。最大着地濃度は, 施設計画地から 400m の山林に出現すると予測された。</p> <p>短期的評価のための計算の結果, 寄与濃度の最大値は, 逆転層出現時に目標値を下まわり, 環境保全目標を満足すると考えられる。最大着地濃度は, 施設計画地から 500m の山林に出現すると予測され, また, その出現頻度は, 気象条件 (大気安定度: A, 風速 1m/s) から推察すると 1% 程度と限られている。</p> <p>以上のことから, 計画施設の稼働により発生する煙突排ガスが, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微と考えられる。</p> <p>&lt; 廃棄物運搬車両の走行 &gt;</p> <p>沿道大気質の予測計算の結果, 二酸化窒素および浮遊粒子状物質は, いずれも環境基準を満足した。</p> <p>以上のことから, 廃棄物運搬車両の走行により発生する排ガスが, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微と考えられる。</p>

(3) 騒音

調査項目	施設稼働騒音, 道路交通騒音, 交通量
調査方法	JIS Z 8731 「騒音レベル測定方法」, 計測カウンターによる測定
調査結果	<p>施設稼働騒音 (<math>L_{A5}</math>) は, 敷地境界-東において朝 42dB, 昼間 53dB, 夕 38dB, 夜間 37dB, 敷地境界-西において朝 44dB, 昼間 52dB, 夕 42dB, 夜間 41dB で, いずれも規制基準 (第 2 種区域) に適合した。</p> <p>道路交通騒音 (<math>L_{Aeq}</math>) は, 吉木地区で 67dB, 山家地区で 69dB であり, いずれも環境基準 (幹線交通を担う道路に近接する空間) を満足した。</p>
調査結果に基づく 環境予測及び評価	<p>&lt;施設の稼働&gt;</p> <p>施設稼働時の騒音レベルは, 現況に比べ, 敷地境界-東で 0~1dB, 敷地境界-西で 0~1dB 増加するものの, その程度はわずかである。敷地境界における騒音レベル (38~53dB) は, 「図書館」~「静かな事務所」に相当するものであり, 特定工場等の規制基準 (第 2 種区域) を満足する。</p> <p>以上のことから, 施設の稼働に伴い発生する騒音が, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないと考えられる。</p> <p>&lt;廃棄物運搬車両の走行&gt;</p> <p>運搬車両の走行に伴って発生する道路交通騒音は, 現況の騒音レベルを変化させるものではなく, 環境基準並びに要請限度を満足した。</p> <p>以上のことから, 運搬車両の走行に伴って発生する道路交通騒音については, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないと考えられる。</p>

(4) 振動

調査項目	施設稼働振動, 道路交通振動, 交通量
調査方法	JIS Z 8735 (振動レベル測定方法), 計測カウンターによる測定
調査結果	<p>敷地境界における施設稼働振動 (<math>L_{10}</math>) は, いずれも定量下限値未満 (&lt; 25dB) であった。</p> <p>道路交通振動 (<math>L_{10}</math>) は, 吉木地区で 41dB, 山家地区で 38dB であり, いずれも要請限度 (第 1 種区域) に適合した。</p>
調査結果に基づく 環境予測及び評価	<p>&lt;施設の稼働&gt;</p> <p>施設稼働時の振動レベルは, 敷地境界-東で 35dB, 敷地境界-西で 43dB と予測され, いずれも振動規制法に係る規制基準 (第 1 種区域) を満足した。また, 予測結果は人体が感知できない程度の振動レベル (55dB 以下) に該当する。</p> <p>以上のことから, 計画施設の稼働により発生する振動が, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微と考えられる。</p> <p>&lt;廃棄物運搬車両の走行&gt;</p> <p>運搬車両の走行に伴って発生する道路交通振動は, 現況の振動レベルを変化させるものではなく, 要請限度を満足した。</p> <p>以上のことから, 運搬車両の走行に伴って発生する道路交通振動については, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないと考えられる。</p>

(5) 悪 臭

調査項目	特定悪臭物質 (22 物質), 臭気指数
調査方法	「悪臭物質の測定の方法 (昭和 47 年, 環境省告示第 9 号)」, 「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法 (平成 7 年, 環境庁告示第 63 号)」に準拠する方法
調査結果	敷地境界における臭気指数は, 風上と風下の両地点で 10 未満であった。特定悪臭物質濃度は, アセトアルデヒドが 0.006ppm, これ以外の 21 物質は定量下限値未満であった。
調査結果に基づく環境予測及び評価	<p>&lt;煙突排ガスの排出&gt; 敷地外の最大着地濃度は, 敷地境界で臭気指数 9 と予測され, 悪臭防止法の規制基準 (臭気指数 12) を満足した。臭気指数 9 は, 現況と同様に 10 未満の濃度レベルであり, ” 認知閾値程度の弱いにおい” に相当する。 以上のことから, 煙突排ガスに含まれる悪臭が, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微と考えられる。</p> <p>&lt;施設からの悪臭の漏洩&gt; 事業の実施にあたっては, 廃棄物を屋内で保管する等の対策に努めることから, 悪臭が棟外へ漏洩することはほとんどないと考えられる。 以上のことから, 施設から洩漏する悪臭が, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないと考えられる。</p>

(6) 気 象

調査項目	調査方法	調査結果
風 況	風向・風速計による測定	施設計画地における H20.8.23 ~ H21.8.22 の測定によると, 最多風向は南東, 平均風速は 0.7m/s であった。

(7) 使用道路状況

調査項目	調査方法	調査結果
使用道路	位 置	地図による確認 施設計画地の西側
	名 称	地図による確認 主要地方道筑紫野太宰府線
	幅 員	現地測定 12m
	舗装状況	現地確認 アスファルト
歩道の有無	現地確認	有
交通安全施設等の有無	現地確認	道路標識

(8) 文化財

調査項目	調査方法	調査結果
文化財の分布状況	筑紫野市教育部文化復興課へ照会	施設計画地に存在しない
文化財の保存状況	筑紫野市教育部文化復興課へ照会	施設計画地に存在しない

振

(9) 景 観

調査項目	調査方法	調査結果
景観展望地点の位置	現地確認	該当なし
同地点の利用状況	現地確認	該当なし

(10) 施設位置に係る関係法令等の規制内容及び土地利用状況

ア 関係法令等の規制内容

関係法令	規制内容等	確認方法	規制に対する対応
水質汚濁防止法	該当なし	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	届出等の必要なし
大気汚染防止法	該当なし	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	届出等の必要なし
騒音規制法	第2種区域	筑紫野市環境保全課	設置の届出 (市：工事開始の30日前までに届出予定)
	特定施設設置の届出		
振動規制法	第1種区域	筑紫野市環境保全課	設置の届出 (市：工事開始の30日前までに届出予定)
	特定施設設置の届出		
悪臭防止法	臭気指数12	筑紫野市環境保全課	届出等の必要なし
ダイオキシン類対策特別措置法	該当なし	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	届出等の必要なし
福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例	特定施設設置の届出	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	設置の届出 (市：工事開始の30日前までに届出予定)
瀬戸内海環境保全特別措置法	該当なし	福岡県自然環境課	届出等の必要なし
自然環境保全体法	該当なし	福岡県自然環境課	届出等の必要なし
福岡県環境保全に関する条例	該当なし	福岡県自然環境課	届出等の必要なし
筑紫野市環境基本条例	該当なし	筑紫野市環境保全課	届出等の必要なし
筑紫野市環境配慮に関する要綱	該当なし	筑紫野市環境保全課	届出等の必要なし
国土利用計画法	該当なし	福岡県総合政策課	届出等の必要なし
都市計画法	都市計画区域外	筑紫野市都市計画課	届出等の必要なし
建築基準法	建築確認の許可申請	福岡県那珂土木事務所 建築指導課	許可申請 (県：工事開始の35日前までに届出予定)
国有財産法(里道・水路等)	該当なし	筑紫野市建設課	届出等の必要なし
宅地造成等規制法	該当なし	福岡県都市計画課	届出等の必要なし
公有水面埋立法	該当なし	福岡県河川課	届出等の必要なし
採石法	該当なし	福岡県工業保安課	届出等の必要なし
砂利採取法	該当なし	福岡県工業保安課	届出等の必要なし

関係法令	規制内容等	確認方法	規制に対する対応
農地法	該当なし	筑紫野市農業委員会事務局, 農政課	届出等の必要なし
農業振興地域の整備に関する法律	該当なし	筑紫野市農業委員会事務局, 建設部農政課	届出等の必要なし
消防法	危険物一般取扱所	筑紫野太宰府消防本部	設置の届出 (焼却施設の危険物一般取扱所内に設置するため)
筑紫野大宰府消防組合消防本部訓令	開発行為等	筑紫野太宰府消防本部	消防水利施設の設置 消防活動用空地の確保
自然公園法	該当なし	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	届出等の必要なし
福岡県立自然公園条例	該当なし	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	届出等の必要なし
福岡県自然海浜保全地区条例	該当なし	福岡県自然環境課	届出等の必要なし
都市公園法	該当なし	筑紫野市都市計画課	届出等の必要なし
森林法	該当なし	福岡県森林保全課	届出等の必要なし
水源地域対策特別措置法	該当なし	福岡県水資源対策課振興係	届出等の必要なし
河川法	該当なし	福岡県那珂土木事務所河川砂防課	届出等の必要なし
砂防法	該当なし	福岡県那珂土木事務所河川砂防課	届出等の必要なし
地すべり防止法	該当なし	福岡県那珂土木事務所河川砂防課	届出等の必要なし
急傾斜の崩壊による災害の防止に関する法律	該当なし	福岡県那珂土木事務所河川砂防課	届出等の必要なし
海岸法	該当なし	福岡県港湾課	届出等の必要なし
港湾法	該当なし	福岡県港湾課	届出等の必要なし
漁港漁場整備法	該当なし	福岡県水産振興課	届出等の必要なし

イ 土地利用状況（計画地周辺の土地利用）

付近の土地利用状況	施設計画地およびその周辺 300m の範囲は、概ね山林が分布し、南側には事業場が立地している。
付近住宅等との関係	直近の住宅は、施設計画地から南南東へ約 450m の位置に存在
縣市町村の土地利用計画	なし（法令等を確認）
農業、林業及び漁業の状況	直近の畑地は、施設計画地から南東へ約 300m の位置に存在。計画地周辺に林業と漁業は存在しない。
宅地開発予定区域の位置、規模	なし（筑紫野市都市計画などを確認）
学校、保育園、病院、老人ホーム、公園等の位置	福岡県農業大学校が、施設計画地の西北西へ約 1.3km の位置に存在。

6 環境調査結果に基づく環境保全のための措置及び期待される効果

項目	措置内容	期待される効果
水質関係	なし	なし
大気関係	<p>廃棄物は屋内または屋外タンク・密閉容器で保管する。</p> <p>二次燃焼室において 800℃以上の燃焼温度と 2 秒以上の滞留時間を確保し、二次空気を適切に吹き込む。</p> <p>廃熱ボイラ出口の排ガスは、水噴霧により 200℃以下に急冷する。</p> <p>バグフィルタ前に消石灰・活性炭を吹き込む。</p>	大気汚染物質の発生・拡散の防止が見込まれる。
騒音関係	主要な騒音発生機器は、屋内設置とする。	遮音による低減効果が見込まれる。
振動関係	主要な振動発生機器は、強固な基礎上に設置する。	発生源の振動レベルの低減が見込まれる。
悪臭関係	悪臭を発生する恐れのある廃棄物は、屋内または屋外タンク・密閉容器で保管する。	悪臭の拡散の防止が見込まれる。
地形及び地質関係	なし	なし
防災関係	<p>消防水利施設（防火水槽）</p> <p>消火器等の設置</p>	火災に迅速に対応でき、万一の火災発生時に被害の低減が見込まれる。
使用道路関係	なし	なし
文化財関係	なし	なし
景観関係	なし	なし
その他	なし	なし

7 処理施設の処理方法、構造及び設備の概要

処理方式（方法）		汚泥の乾燥施設			
構造及び設備の概要	中間処理施設	別添 書類・図面のとおり			
	保管施設	処理前廃棄物用		処理後廃棄物用	
		管理方法	建屋内の汚泥ピットに保管	屋外の有害汚泥タンクに保管	乾燥させた汚泥は保管せず、そのままコンベヤで焼却施設に送り、焼却処理する。
		構造等	別添 品目別最大保管容量表のとおり	別添 品目別最大保管容量表のとおり	—
		保管面積	別添 品目別最大保管容量表のとおり	別添 品目別最大保管容量表のとおり	—
		保管容量	別添 品目別最大保管容量表のとおり	別添 品目別最大保管容量表のとおり	—
中間処理後物の処分方法等	種 類	汚泥			
	処分方法等	自社焼却施設で焼却処理			
	処分先の名称	エコ・センチュリー21 株式会社			
	処分先の所在地	福岡県筑紫野市大字山家 2053-42			
	処分先の許可番号	—			
維持管理の概要	搬入物のチェック及び搬入量の把握方法等	搬入時の伝票及び検量票			
	施設稼働時間	24 時間/日			
	従業員の配置体制	配置従業員数	20 人		
		現場責任者	職名 課長 氏名 山下 亜咲実		
技術管理者 (法に定められた場合に限る)		職名 代表取締役 氏名 田中 直継			
設計者（社名）	株式会社 タクマ				
予定施工者（社名）	株式会社 タクマ				

様式第2号の2 (第5条関係)

# 環境調査書 (最終処分場以外の施設用)

平成21年9月28日

福岡県知事 殿

住所 (法人にあつては主たる事業所の所在地)

福岡県筑紫野市大字山家2060-7

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

エコ・センチュリー21株式会社

代表取締役 田中 直継

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第6条第2項の規定に基づき環境調査書を提出します。

施設の種類及び当該施設において処理する産業廃棄物の種類	施設の種類： 廃酸、廃アルカリの中和施設 処理する産業廃棄物の種類： 廃酸、廃アルカリ
設置場所	福岡県筑紫野市大字山家 2053-46, 2053-48, 2053-47
処理能力	150m <sup>3</sup> /日 [11h/日 (8時~19時)]



<p>調査計画に基づく各調査事項における調査項目、調査方法、調査結果、調査結果に基づく環境予測及び評価（水質汚濁、大気汚染、騒音、振動、悪臭）</p>	<p>&lt;大気汚染&gt;</p> <p>調査項目：SO<sub>2</sub>、NO<sub>2</sub>、SPM、HCl、ダイオキシン類、 風向・風速、交通量</p> <p>調査方法：大気測定車による採集、風向・風速計による測定 計測カウンターによる測定</p> <p>調査結果：施設計画地の周辺2地点（吉木地区、山家地区） における4季調査の結果は、いずれも大気汚染に 係る環境基準に適合した。</p> <p>予測評価：煙突排ガスによる大気汚染物質の着地濃度は、い ずれの項目も環境基準等に適合すると予測され ることから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は 軽微と考えられる。</p> <p>沿道大気質濃度は、環境基準等に適合すると予測 されることから、周辺地域の生活環境に及ぼす影 響は軽微と考えられる。</p> <p>&lt;騒音&gt;</p> <p>調査項目：施設稼働騒音、道路交通騒音、交通量</p> <p>調査方法：JIS Z 8731「騒音レベル測定方法」、計測カウン ターによる測定</p> <p>調査結果：施設稼働騒音（L<sub>A5</sub>）は、敷地境界-東において朝 42dB、昼間53dB、夕38dB、夜間37dB、敷地境 界-西において朝44dB、昼間52dB、夕42dB、夜 間41dBで、いずれも規制基準（第2種区域） に適合した。</p> <p>道路交通騒音（L<sub>Acc</sub>）は、吉木地区で67dB、山家 地区で69dBであり、いずれも環境基準（幹線交 通を担う道路に近接する空間）を満足した。</p> <p>予測評価：施設稼働時の騒音レベルは、敷地境界-東で38～ 53dB、敷地境界-西で42～52dBと予測された。こ れらの騒音レベルは、「図書館」～「静かな事務 所」に相当し、かつ、規制基準に適合しているこ とから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほと んどないと考えられる。</p> <p>道路交通騒音は、現況の騒音レベルを変化させる ものではなく、環境基準並びに要請限度を満足し ていることから、周辺地域の生活環境に及ぼす影 響はほとんどないと考えられる。</p>
---	--

	<p>&lt;振 動&gt;</p> <p>調査項目：施設稼働振動，道路交通振動，交通量</p> <p>調査方法：JIS Z 8735（振動レベル測定方法），計測カウンターによる測定</p> <p>調査結果：敷地境界2地点における施設稼働振動（<math>L_{10}</math>）は，いずれも定量下限値未満（<math>&lt;25\text{dB}</math>）であった。</p> <p>道路交通振動（<math>L_{10}</math>）は，吉木地区で41～42dB，山家地区で38dBであり，いずれも要請限度（第1種区域）に適合した。</p> <p>予測評価：施設稼働時の振動レベルは，敷地境界-東で35dB，敷地境界-西で43dBと予測された。これらの振動レベルは，「無感（55dB以下）」に相当し，かつ，規制基準に適合していることから，周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないと考えられる。</p> <p>道路交通振動は，現況の振動レベルを変化させるものではなく，要請限度を満足していることから，周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないと考えられる。</p> <p>&lt;悪 臭&gt;</p> <p>調査項目：特定悪臭物質（22物質），臭気指数</p> <p>調査方法：「悪臭物質の測定の方法（昭和47年，環境省告示第9号）」，「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成7年，環境庁告示第63号）」に準拠する方法</p> <p>調査結果：敷地境界における臭気指数は，風上と風下の両地点で10未満であった。</p> <p>予測評価：煙突排ガスの影響については，敷地外の最大着地濃度が臭気指数9と予測され，悪臭防止法の規制基準（臭気指数12）を満足する。また，施設からの漏洩については，適切な措置を講じることから，周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微と考えられる。</p>
<p>調査計画届に基づく各調査事項における調査結果に基づく措置及び期待される効果</p>	<p>大気汚染については，燃焼室において800℃以上の燃焼温度と2秒以上の滞留時間を確保する，排ガスはバグフィルタ前に消石灰・活性炭を吹込む等の措置を講じることにより，大気汚染物質の発生・拡散の防止が見込まれる。</p> <p>騒音については，主要な発生機器を屋内に設置する，あるいは敷地境界までの距離を十分に取った配置にすることにより，遮音あるいは距離減衰による低減効果が見込まれる。</p> <p>振動については，主要な発生機器を強固な基礎上に設置することにより，発生源の振動レベルの低減が見込まれる。</p> <p>悪臭については，廃棄物を屋内で保管すること等により，拡散の防止が見込まれる。</p>
<p>施設の概要（処理方式，構造及び設備の概要，維持管理の概要）</p>	<p>処理方式，構造及び設備の概要： コンクリート製地下槽薬液中和攪拌方式</p> <p>維持管理の概要： 現場制御・監視，巡回点検，定期点検・補修</p>

別紙

1 処理施設の種類

処理施設の種類	廃酸、廃アルカリの中和施設
---------	---------------

2 当該施設で処理する産業廃棄物の種類

処理する産業廃棄物の種類 (有害・無害の別)	月間取扱 予定最大量 (m <sup>3</sup> t/月)	排出予定事業者 (住所, 氏名, 排出施設名)
廃酸 (特別管理廃棄物を含む) (有害・ <u>無害</u> )	40.5 t/月	化学製品工場、機械工場、食品工場、医薬品工場、科学技術研究機関
廃アルカリ (特別管理廃棄物を含む) (有害・ <u>無害</u> )	40.5 t/月	化学製品工場、機械工場、食品工場、医薬品工場、精錬工場、製材工場、科学技術研究機関

3 処理施設の設置場所

所在地	福岡県筑紫野市大字山家 2053-46
土地所有者 (住所・氏名)	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目3番21号 株式会社 環境施設 代表取締役 田中 直継
自己所有でない場合	使用承諾の予定 <u>賃貸借の予定</u> ・購入の予定 その他 ( )
敷地面積	290 m <sup>2</sup>
地目	雑種地
都市計画上の指定区分	都市計画区域外

4 処理施設の処理能力

処理能力	150m <sup>3</sup> /日	稼働時間	11 時間/日 (8 時～19 時)
------	----------------------	------	--------------------

## 5 環境調査

### (1) 水質関係

計画施設は、クローズドシステムを採用することにより排水を放流しないことから、水環境への影響はないものと判断される。よって、関係する項目の調査は実施していない。

### (2) 大 気

調査項目	SO <sub>2</sub> , NO <sub>2</sub> , SPM, HCl, ダイオキシン類, 風向・風速, 交通量
調査方法	大気測定車による捕集, 風向・風速計による測定, 計測カウンターによる測定
調査結果	施設計画地の周辺 2 地点 (吉木地区, 山家地区) における 4 季調査の結果は, いずれも大気汚染に係る環境基準に適合
調査結果に基づく環境予測及び評価	<p>&lt;煙突排ガスの排出&gt;            長期的評価のための計算の結果, いずれの項目も予測結果は, 環境基準を満足した。最大着地濃度は, 施設計画地から 400m の山林に出現すると予測された。            短期的評価のための計算の結果, 寄与濃度の最大値は, 逆転層出現時に目標値を下まわり, 環境保全目標を満足すると考えられる。最大着地濃度は, 施設計画地から 500m の山林に出現すると予測され, また, その出現頻度は, 気象条件 (大気安定度 : A, 風速 1m/s) から推察すると 1%程度と限られている。            以上のことから, 計画施設の稼働により発生する煙突排ガスが, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微と考えられる。</p> <p>&lt;廃棄物運搬車両の走行&gt;            沿道大気質の予測計算の結果, 二酸化窒素および浮遊粒子状物質は, いずれも環境基準を満足した。            以上のことから, 廃棄物運搬車両の走行により発生する排ガスが, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微と考えられる。</p>

(3) 騒音

調査項目	施設稼働騒音, 道路交通騒音, 交通量
調査方法	JIS Z 8731 「騒音レベル測定方法」, 計測カウンターによる測定
調査結果	<p>施設稼働騒音 (<math>L_{Aeq}</math>) は, 敷地境界-東において朝 42dB, 昼間 53dB, 夕 38dB, 夜間 37dB, 敷地境界-西において朝 44dB, 昼間 52dB, 夕 42dB, 夜間 41dB で, いずれも規制基準 (第 2 種区域) に適合した。</p> <p>道路交通騒音 (<math>L_{Aeq}</math>) は, 吉木地区で 67dB, 山家地区で 69dB であり, いずれも環境基準 (幹線交通を担う道路に近接する空間) を満足した。</p>
調査結果に基づく 環境予測及び評価	<p>&lt;施設の稼働&gt;</p> <p>施設稼働時の騒音レベルは, 現況に比べ, 敷地境界-東で 0~1dB, 敷地境界-西で 0~1dB 増加するものの, その程度はわずかである。敷地境界における騒音レベル (38~53dB) は, 「図書館」~「静かな事務所」に相当するものであり, 特定工場等の規制基準 (第 2 種区域) を満足する。</p> <p>以上のことから, 施設の稼働に伴い発生する騒音が, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないと考えられる。</p> <p>&lt;廃棄物運搬車両の走行&gt;</p> <p>運搬車両の走行に伴って発生する道路交通騒音は, 現況の騒音レベルを変化させるものではなく, 環境基準並びに要請限度を満足した。</p> <p>以上のことから, 運搬車両の走行に伴って発生する道路交通騒音については, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないと考えられる。</p>

(4) 振動

調査項目	施設稼働振動, 道路交通振動, 交通量
調査方法	JIS Z 8735 (振動レベル測定方法), 計測カウンターによる測定
調査結果	<p>敷地境界における施設稼働振動 (<math>L_{10}</math>) は, いずれも定量下限値未満 (&lt; 25dB) であった。</p> <p>道路交通振動 (<math>L_{10}</math>) は, 吉木地区で 41dB, 山家地区で 38dB であり, いずれも要請限度 (第 1 種区域) に適合した。</p>
調査結果に基づく 環境予測及び評価	<p>&lt;施設の稼働&gt;</p> <p>施設稼働時の振動レベルは, 敷地境界-東で 35dB, 敷地境界-西で 43dB と予測され, いずれも振動規制法に係る規制基準 (第 1 種区域) を満足した。また, 予測結果は人体が感知できない程度の振動レベル (55dB 以下) に該当する。</p> <p>以上のことから, 計画施設の稼働により発生する振動が, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微と考えられる。</p> <p>&lt;廃棄物運搬車両の走行&gt;</p> <p>運搬車両の走行に伴って発生する道路交通振動は, 現況の振動レベルを変化させるものではなく, 要請限度を満足した。</p> <p>以上のことから, 運搬車両の走行に伴って発生する道路交通振動については, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないと考えられる。</p>

## (5) 悪臭

調査項目	特定悪臭物質 (22 物質), 臭気指数
調査方法	「悪臭物質の測定の方法 (昭和 47 年, 環境省告示第 9 号)」、 「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法 (平成 7 年, 環境庁告示第 63 号)」 に準拠する方法
調査結果	敷地境界における臭気指数は, 風上と風下の両地点で 10 未満であった。 特定悪臭物質濃度は, アセトアルデヒドが 0.006ppm, これ以外の 21 物質は定量下限値未満であった。
調査結果に基づく 環境予測及び評価	<p>&lt;煙突排ガスの排出&gt; 敷地外の最大着地濃度は, 敷地境界で臭気指数 9 と予測され, 悪臭防止法の規制基準 (臭気指数 12) を満足した。臭気指数 9 は, 現況と同様に 10 未満の濃度レベルであり, ” 認知閾値程度の弱いにおい” に相当する。 以上のことから, 煙突排ガスに含まれる悪臭が, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微と考えられる。</p> <p>&lt;施設からの悪臭の漏洩&gt; 事業の実施にあたっては, 廃棄物を屋内で保管する等の対策に努めることから, 悪臭が棟外へ漏洩することはほとんどないと考えられる。 以上のことから, 施設から洩漏する悪臭が, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないと考えられる。</p>

## (6) 気象

調査項目	調査方法	調査結果
風況	風向・風速計による測定	施設計画地における H20.8.23 ~ H21.8.22 の測定によると, 最多風向は南東, 平均風速は 0.7m/s であった。

## (7) 使用道路状況

調査項目	調査方法	調査結果
使用道路	位置	地図による確認 施設計画地の西側
	名称	地図による確認 主要地方道筑紫野太宰府線
	幅員	現地測定 12m
	舗装状況	現地確認 アスファルト
歩道の有無	現地確認	有
交通安全施設等の有無	現地確認	道路標識

(8) 文化財

調査項目	調査方法	調査結果
文化財の分布状況	筑紫野市教育部文化復興課へ照会	施設計画地に存在しない
文化財の保存状況	筑紫野市教育部文化復興課へ照会	施設計画地に存在しない

(9) 景 観

調査項目	調査方法	調査結果
景観展望地点の位置	現地確認	該当なし
同地点の利用状況	現地確認	該当なし

## (10) 施設位置に係る関係法令等の規制内容及び土地利用状況

## ア 関係法令等の規制内容

関係法令	規制内容等	確認方法	規制に対する対応
水質汚濁防止法	該当なし	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	届出等の必要なし
大気汚染防止法	該当なし	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	届出等の必要なし
騒音規制法	該当なし	筑紫野市環境保全課	届出等の必要なし
振動規制法	該当なし	筑紫野市環境保全課	届出等の必要なし
悪臭防止法	臭気指数 12	筑紫野市環境保全課	届出等の必要なし
ダイオキシン類対策特別措置法	該当なし	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	届出等の必要なし
福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例	該当なし	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	届出等の必要なし
瀬戸内海環境保全特別措置法	該当なし	福岡県自然環境課	届出等の必要なし
自然環境保全法	該当なし	福岡県自然環境課	届出等の必要なし
福岡県環境保全に関する条例	該当なし	福岡県自然環境課	届出等の必要なし
筑紫野市環境基本条例	該当なし	筑紫野市環境保全課	届出等の必要なし
筑紫野市環境配慮に関する要綱	該当なし	筑紫野市環境保全課	届出等の必要なし
国土利用計画法	該当なし	福岡県総合政策課	届出等の必要なし
都市計画法	都市計画区域外	筑紫野市都市計画課	届出等の必要なし
建築基準法	建築確認の許可申請	福岡県那珂土木事務所 建築指導課	許可申請 (県：工事開始の 35 日前までに届出予定)
国有財産法（里道・水路等）	該当なし	筑紫野市 建設課	届出等の必要なし
宅地造成等規制法	該当なし	福岡県都市計画課	届出等の必要なし
公有水面埋立法	該当なし	福岡県河川課	届出等の必要なし
採石法	該当なし	福岡県工業保安課	届出等の必要なし
砂利採取法	該当なし	福岡県工業保安課	届出等の必要なし

関係法令	規制内容等	確認方法	規制に対する対応
農地法	該当なし	筑紫野市農業委員会事務局, 農政課	届出等の必要なし
農業振興地域の整備に関する法律	該当なし	筑紫野市農業委員会事務局, 建設部農政課	届出等の必要なし
消防法	該当なし	筑紫野太宰府消防本部	届出等の必要なし
筑紫野太宰府消防組合消防本部訓令	開発行為等	筑紫野太宰府消防本部	消防水利施設の設置 消防活動用空地の確保
自然公園法	該当なし	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	届出等の必要なし
福岡県立自然公園条例	該当なし	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	届出等の必要なし
福岡県自然海浜保全地区条例	該当なし	福岡県自然環境課	届出等の必要なし
都市公園法	該当なし	筑紫野市都市計画課	届出等の必要なし
森林法	該当なし	福岡県森林保全課	届出等の必要なし
水源地域対策特別措置法	該当なし	福岡県水資源対策課振興係	届出等の必要なし
河川法	該当なし	福岡県那珂土木事務所河川砂防課	届出等の必要なし
砂防法	該当なし	福岡県那珂土木事務所河川砂防課	届出等の必要なし
地すべり防止法	該当なし	福岡県那珂土木事務所河川砂防課	届出等の必要なし
急傾斜の崩壊による災害の防止に関する法律	該当なし	福岡県那珂土木事務所河川砂防課	届出等の必要なし
海岸法	該当なし	福岡県港湾課	届出等の必要なし
港湾法	該当なし	福岡県港湾課	届出等の必要なし
漁港漁場整備法	該当なし	福岡県水産振興課	届出等の必要なし

イ 土地利用状況（計画地周辺の土地利用）

付近の土地利用状況	施設計画地およびその周辺 300m の範囲は、概ね山林が分布し、南側には事業場が立地している。
付近住宅等との関係	直近の住宅は、施設計画地から南南東へ約 450m の位置に存在
縣市町村の土地利用計画	なし（法令等を確認）
農業、林業及び漁業の状況	直近の畑地は、施設計画地から南東へ約 300m の位置に存在。計画地周辺に林業と漁業は存在しない。
宅地開発予定区域の位置、規模	なし（筑紫野市都市計画などを確認）
学校、保育園、病院、老人ホーム、公園等の位置	福岡県農業大学校が、施設計画地の西北西へ約 1.3km の位置に存在。

6 環境調査結果に基づく環境保全のための措置及び期待される効果

項目	措置内容	期待される効果
水質関係	なし	なし
大気関係	<p>廃棄物は屋内または屋外タンク・密閉容器で保管する。</p> <p>二次燃焼室において 800℃以上の燃焼温度と 2 秒以上の滞留時間を確保し、二次空気を適切に吹き込む。</p> <p>廃熱ボイラ出口の排ガスは、水噴霧により 200℃以下に急冷する。</p> <p>バグフィルタ前に消石灰・活性炭を吹込む。</p>	大気汚染物質の発生・拡散の防止が見込まれる。
騒音関係	主要な騒音発生機器は、屋内設置とする。	遮音による低減効果が見込まれる。
振動関係	主要な振動発生機器は、強固な基礎上に設置する。	発生源の振動レベルの低減が見込まれる。
悪臭関係	悪臭を発生する恐れのある廃棄物は、屋内または屋外タンク・密閉容器で保管する。	悪臭の拡散の防止が見込まれる。
地形及び地質関係	なし	なし
防災関係	<p>消防水利施設（防火水槽）</p> <p>消火器等の設置</p>	万一の火災発生時に迅速な対応が可能で被害の低減が見込まれる。
使用道路関係	なし	なし
文化財関係	なし	なし
景観関係	なし	なし
その他	なし	なし

7 処理施設の処理方法、構造及び設備の概要

処理方式（方法）		廃酸、廃アルカリの中和施設		
構造及び設備の概要	中間処理施設	別添・書類・図面のとおり		
	保管施設		処理前廃棄物用	処理後廃棄物用
		管理方法	中和処理が必要な廃酸、廃アルカリは搬入車両から直接中和施設に受け入れる。	中和処理した廃酸、廃アルカリは廃液タンクに搬送され、一時保管される。
		構造等	—	別添 品目別最大保管容量表のとおり
		保管面積	—	別添 品目別最大保管容量表のとおり
		保管容量	—	別添 品目別最大保管容量表のとおり
中間処理後物の処分方法等	種類	廃酸、廃アルカリ		
	処分方法等	自社焼却施設で焼却処理		
	処分先の名称	エコ・センチュリー21 株式会社		
	処分先の所在地	福岡県筑紫野市大字山家 2053-42		
	処分先の許可番号	—		
維持管理の概要	搬入物のチェック及び搬入量の把握方法等	搬入時の伝票及び検量票		
	施設稼働時間	11 時間/日		
	従業員の配置体制	配置従業員数	20 人	
		現場責任者	職名 課長 氏名 山下 亜咲実	
	技術管理者 (法に定められた場合に限る)	職名 代表取締役 氏名 田中 直継		
設計者（社名）	株式会社 タクマ			
予定施工者（社名）	株式会社 タクマ			

様式第2号の2 (第5条関係)

環境調査書 (最終処分場以外の施設用)

平成21年9月28日

福岡県知事 殿

住所 (法人にあっては主たる事業所の所在地)

福岡県筑紫野市大字山家2060-7

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

エコ・センチュリー21株式会社

代表取締役 田中 直継

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第6条第2項の規定に基づき環境調査書を提出します。

<p>施設の種類及び当該施設において処理する産業廃棄物の種類</p>	<p>施設の種類： 木くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の破碎施設</p> <p>処理する産業廃棄物の種類： 紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類</p>						
<p>設置場所</p>	<p>福岡県筑紫野市大字山家 2053-46, 2053-80, 2053-43</p>						
<p>処理能力</p>	<table border="0"> <tr> <td>木くず</td> <td>107.7 t/日</td> </tr> <tr> <td>ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず</td> <td>195.8 t/日</td> </tr> <tr> <td>がれき類</td> <td>289.8 t/日</td> </tr> </table>	木くず	107.7 t/日	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	195.8 t/日	がれき類	289.8 t/日
木くず	107.7 t/日						
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	195.8 t/日						
がれき類	289.8 t/日						



<p>調査計画に基づく各調査事項における調査項目、調査方法、調査結果、調査結果に基づく環境予測及び評価（水質汚濁、大気汚染、騒音、振動、悪臭）</p>	<p>&lt;大気汚染&gt;  調査項目：SO<sub>2</sub>, NO<sub>2</sub>, SPM, HCl, ダイオキシン類,  風向・風速, 交通量  調査方法：大気測定車による採集, 風向・風速計による測定  計測カウンターによる測定  調査結果：施設計画地の周辺2地点（吉木地区, 山家地区）  における4季調査の結果は, いずれも大気汚染に  係る環境基準に適合した。  予測評価：煙突排ガスによる大気汚染物質の着地濃度は, い  ずれの項目も環境基準等に適合すると予測され  ることから, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響は  軽微と考えられる。  沿道大気質濃度は, 環境基準等に適合すると予測  されることから, 周辺地域の生活環境に及ぼす影  響は軽微と考えられる。</p> <p>&lt;騒音&gt;  調査項目：施設稼働騒音, 道路交通騒音, 交通量  調査方法：JIS Z 8731「騒音レベル測定方法」, 計測カウ  ンターによる測定  調査結果：施設稼働騒音 (L<sub>AS</sub>) は, 敷地境界-東において朝  42dB, 昼間 53dB, 夕 38dB, 夜間 37dB, 敷地境  界-西において朝 44dB, 昼間 52dB, 夕 42dB, 夜  間 41dB で, いずれも規制基準（第2種区域）  に適合した。  道路交通騒音 (L<sub>Aeq</sub>) は, 吉木地区で 67dB, 山家  地区で 69dB であり, いずれも環境基準（幹線交  通を担う道路に近接する空間）を満足した。  予測評価：施設稼働時の騒音レベルは, 敷地境界-東で 38~  53dB, 敷地境界-西で 42~52dB と予測された。こ  れらの騒音レベルは, 「図書館」~「静かな事務  所」に相当し, かつ, 規制基準に適合しているこ  とから, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほと  んどないと考えられる。  道路交通騒音は, 現況の騒音レベルを変化させる  ものではなく, 環境基準並びに要請限度を満足し  ていることから, 周辺地域の生活環境に及ぼす影  響はほとんどないと考えられる。</p>
---	--

	<p>&lt;振 動&gt;</p> <p>調査項目：施設稼働振動，道路交通振動，交通量</p> <p>調査方法：JIS Z 8735（振動レベル測定方法），計測カウンターによる測定</p> <p>調査結果：敷地境界2地点における施設稼働振動（<math>L_{10}</math>）は，いずれも定量下限値未満（&lt;25dB）であった。</p> <p>道路交通振動（<math>L_{10}</math>）は，吉木地区で41~42dB，山家地区で38dBであり，いずれも要請限度（第1種区域）に適合した。</p> <p>予測評価：施設稼働時の振動レベルは，敷地境界-東で35dB，敷地境界-西で43dBと予測された。これらの振動レベルは，「無感（55dB以下）」に相当し，かつ，規制基準に適合していることから，周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないと考えられる。</p> <p>道路交通振動は，現況の振動レベルを変化させるものではなく，要請限度を満足していることから，周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないと考えられる。</p> <p>&lt;悪 臭&gt;</p> <p>調査項目：特定悪臭物質（22物質），臭気指数</p> <p>調査方法：「悪臭物質の測定の方法（昭和47年，環境省告示第9号）」，「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成7年，環境庁告示第63号）」に準拠する方法</p> <p>調査結果：敷地境界における臭気指数は，風上と風下の両地点で10未満であった。</p> <p>予測評価：煙突排ガスの影響については，敷地外の最大着地濃度が臭気指数9と予測され，悪臭防止法の規制基準（臭気指数12）を満足する。また，施設からの漏洩については，適切な措置を講じることから，周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微と考えられる。</p>
<p>調査計画届に基づく各調査事項における調査結果に基づく措置及び期待される効果</p>	<p>大気汚染については，燃焼室において800℃以上の燃焼温度と2秒以上の滞留時間を確保する，排ガスはバグフィルタ前に消石灰・活性炭を吹込む等の措置を講じることにより，大気汚染物質の発生・拡散の防止が見込まれる。</p> <p>騒音については，主要な発生機器を屋内に設置する，あるいは敷地境界までの距離を十分に取った配置にすることにより，遮音あるいは距離減衰による低減効果が見込まれる。</p> <p>振動については，主要な発生機器を強固な基礎の上に設置することにより，発生源の振動レベルの低減が見込まれる。</p> <p>悪臭については，廃棄物を屋内で保管すること等により，拡散の防止が見込まれる。</p>
<p>施設の概要（処理方式，構造及び設備の概要，維持管理の概要）</p>	<p>処理方式，構造及び設備の概要： 二軸せん断油圧駆動方式</p> <p>維持管理の概要： 現場制御・監視，巡回点検，定期点検・補修</p>

別紙

1 処理施設の種類の種類

処理施設の種類の種類	木くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず, がれき類の破碎施設
------------	--

2 当該施設で処理する産業廃棄物の種類

処理する産業廃棄物の種類 (有害・無害の別)	月間取扱 予定最大量 (m <sup>3</sup> t/月)	排出予定事業者 (住所, 氏名, 排出施設名)
紙くず (有害・ <u>無害</u> )	403.2 t/月	印刷工場、製本工場、製紙工場、パルプ工場、新聞印刷工場、建設業
木くず (有害・ <u>無害</u> )	576.0 t/月	木材製造工場、家具工場、建設業
繊維くず (有害・ <u>無害</u> )	95.76 t/月	繊維工場、衣類工場、建設業
金属くず (有害・ <u>無害</u> )	14.4 t/月	機械工場、製缶工場、自動車工場、容器工場、食品工場
ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず (有害・ <u>無害</u> )	14.4 t/月	ガラス工場、容器工場、食品工場 建設業 陶器工場、レンガ工場 (株)環境施設
がれき類 (有害・ <u>無害</u> )	14.4 t/月	建設業 (株)環境施設

3 処理施設の設置場所

所在地	福岡県筑紫野市大字山家 2053-43
土地所有者 (住所・氏名)	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目3番21号 株式会社 環境施設 代表取締役 田中 直継
自己所有でない場合	使用承諾の予定 ( <del>賃貸借の予定</del> )・購入の予定 その他 ( )
敷地面積	1,230 m <sup>2</sup>
地目	雑種地
都市計画上の指定区分	都市計画区域外

#### 4 処理施設の処理能力

処理能力	木くず	107.6 t/日	稼働時間	11 時間/日 (8 時～19 時)
	ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	195.8 t/日		
	がれき類	289.7 t/日		

#### 5 環境調査

##### (1) 水質関係

計画施設は、クローズドシステムを採用することにより排水を放流しないことから、水環境への影響はないものと判断される。よって、関係する項目の調査は実施していない。

##### (2) 大気

調査項目	SO <sub>2</sub> , NO <sub>2</sub> , SPM, HCl, ダイオキシン類, 風向・風速, 交通量
調査方法	大気測定車による捕集, 風向・風速計による測定, 計測カウンターによる測定
調査結果	施設計画地の周辺 2 地点 (吉木地区, 山家地区) における 4 季調査の結果は, いずれも大気汚染に係る環境基準に適合
調査結果に基づく 環境予測及び評価	<p>&lt;煙突排ガスの排出&gt;          長期的評価のための計算の結果, いずれの項目も予測結果は, 環境基準を満足した。最大着地濃度は, 施設計画地から 400m の山林に出現すると予測された。          短期的評価のための計算の結果, 寄与濃度の最大値は, 逆転層出現時に目標値を下まわり, 環境保全目標を満足すると考えられる。最大着地濃度は, 施設計画地から 500m の山林に出現すると予測され, また, その出現頻度は, 気象条件 (大気安定度: A, 風速 1m/s) から推察すると 1% 程度と限られている。          以上のことから, 計画施設の稼働により発生する煙突排ガスが, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微と考えられる。</p> <p>&lt;廃棄物運搬車両の走行&gt;          沿道大気質の予測計算の結果, 二酸化窒素および浮遊粒子状物質は, いずれも環境基準を満足した。          以上のことから, 廃棄物運搬車両の走行により発生する排ガスが, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微と考えられる。</p>

(3) 騒音

調査項目	施設稼働騒音, 道路交通騒音, 交通量
調査方法	JIS Z 8731 「騒音レベル測定方法」, 計測カウンターによる測定
調査結果	<p>施設稼働騒音 (<math>L_{15}</math>) は, 敷地境界-東において朝 42dB, 昼間 53dB, 夕 38dB, 夜間 37dB, 敷地境界-西において朝 44dB, 昼間 52dB, 夕 42dB, 夜間 41dB で, いずれも規制基準 (第 2 種区域) に適合した。</p> <p>道路交通騒音 (<math>L_{10}</math>) は, 吉木地区で 67dB, 山家地区で 69dB であり, いずれも環境基準 (幹線交通を担う道路に近接する空間) を満足した。</p>
調査結果に基づく 環境予測及び評価	<p>&lt;施設の稼働&gt;</p> <p>施設稼働時の騒音レベルは, 現況に比べ, 敷地境界-東で 0~1dB, 敷地境界-西で 0~1dB 増加するものの, その程度はわずかである。敷地境界における騒音レベル (38~53dB) は, 「図書館」~「静かな事務所」に相当するものであり, 特定工場等の規制基準 (第 2 種区域) を満足する。</p> <p>以上のことから, 施設の稼働に伴い発生する騒音が, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないと考えられる。</p> <p>&lt;廃棄物運搬車両の走行&gt;</p> <p>運搬車両の走行に伴って発生する道路交通騒音は, 現況の騒音レベルを変化させるものではなく, 環境基準並びに要請限度を満足した。</p> <p>以上のことから, 運搬車両の走行に伴って発生する道路交通騒音については, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないと考えられる。</p>

(4) 振動

調査項目	施設稼働振動, 道路交通振動, 交通量
調査方法	JIS Z 8735 (振動レベル測定方法), 計測カウンターによる測定
調査結果	<p>敷地境界における施設稼働振動 (<math>L_{10}</math>) は, いずれも定量下限値未満 (&lt; 25dB) であった。</p> <p>道路交通振動 (<math>L_{10}</math>) は, 吉木地区で 41dB, 山家地区で 38dB であり, いずれも要請限度 (第 1 種区域) に適合した。</p>
調査結果に基づく 環境予測及び評価	<p>&lt;施設の稼働&gt;</p> <p>施設稼働時の振動レベルは, 敷地境界-東で 35dB, 敷地境界-西で 43dB と予測され, いずれも振動規制法に係る規制基準 (第 1 種区域) を満足した。また, 予測結果は人体が感知できない程度の振動レベル (55dB 以下) に該当する。</p> <p>以上のことから, 計画施設の稼働により発生する振動が, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微と考えられる。</p> <p>&lt;廃棄物運搬車両の走行&gt;</p> <p>運搬車両の走行に伴って発生する道路交通振動は, 現況の振動レベルを変化させるものではなく, 要請限度を満足した。</p> <p>以上のことから, 運搬車両の走行に伴って発生する道路交通振動については, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないと考えられる。</p>

## (5) 悪臭

調査項目	特定悪臭物質 (22 物質), 臭気指数
調査方法	「悪臭物質の測定の方法 (昭和 47 年, 環境省告示第 9 号)」、 「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法 (平成 7 年, 環境庁告示第 63 号)」 に準拠する方法
調査結果	敷地境界における臭気指数は, 風上と風下の両地点で 10 未満であった。 特定悪臭物質濃度は, アセトアルデヒドが 0.006ppm, これ以外の 21 物質は定量下限値未満であった。
調査結果に基づく 環境予測及び評価	<p>&lt;煙突排ガスの排出&gt; 敷地外の最大着地濃度は, 敷地境界で臭気指数 9 と予測され, 悪臭防止法の規制基準 (臭気指数 12) を満足した。臭気指数 9 は, 現況と同様に 10 未満の濃度レベルであり, " 認知閾値程度の弱いにおい" に相当する。 以上のことから, 煙突排ガスに含まれる悪臭が, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微と考えられる。</p> <p>&lt;施設からの悪臭の漏洩&gt; 事業の実施にあたっては, 廃棄物を屋内で保管する等の対策に努めることから, 悪臭が棟外へ漏洩することはほとんどないと考えられる。 以上のことから, 施設から洩漏する悪臭が, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないと考えられる。</p>

## (6) 気象

調査項目	調査方法	調査結果
風況	風向・風速計による測定	施設計画地における H20.8.23 ~ H21.8.22 の測定によると, 最多風向は南東, 平均風速は 0.7m/s であった。

## (7) 使用道路状況

調査項目	調査方法	調査結果
使用道路	位置	地図による確認 施設計画地の西側
	名称	地図による確認 主要地方道筑紫野太宰府線
	幅員	現地測定 12m
	舗装状況	現地確認 アスファルト
歩道の有無	現地確認	有
交通安全施設等の有無	現地確認	道路標識

(8) 文化財

調査項目	調査方法	調査結果
文化財の分布状況	筑紫野市教育部文化復興課へ照会	施設計画地に存在しない
文化財の保存状況	筑紫野市教育部文化復興課へ照会	施設計画地に存在しない

(9) 景 観

調査項目	調査方法	調査結果
景観展望地点の位置	現地確認	該当なし
同地点の利用状況	現地確認	該当なし

(10) 施設位置に係る関係法令等の規制内容及び土地利用状況

ア 関係法令等の規制内容

関係法令	規制内容等	確認方法	規制に対する対応
水質汚濁防止法	該当なし	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	届出等の必要なし
大気汚染防止法	該当なし	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	届出等の必要なし
騒音規制法	第2種区域	筑紫野市環境保全課	設置の届出 (市：工事開始の30日前までに届出予定)
	特定施設設置の届出		
振動規制法	第1種区域	筑紫野市環境保全課	設置の届出 (市：工事開始の30日前までに届出予定)
	特定施設設置の届出		
悪臭防止法	臭気指数12	筑紫野市環境保全課	届出等の必要なし
ダイオキシン類対策特別措置法	該当なし	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	届出等の必要なし
福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例	特定施設設置の届出	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	設置の届出 (市：工事開始の30日前までに届出予定)
瀬戸内海環境保全特別措置法	該当なし	福岡県自然環境課	届出等の必要なし
自然環境保全法	該当なし	福岡県自然環境課	届出等の必要なし
福岡県環境保全に関する条例	該当なし	福岡県自然環境課	届出等の必要なし
筑紫野市環境基本条例	該当なし	筑紫野市環境保全課	届出等の必要なし
筑紫野市環境配慮に関する要綱	該当なし	筑紫野市環境保全課	届出等の必要なし
国土利用計画法	該当なし	福岡県総合政策課	届出等の必要なし
都市計画法	都市計画区域外	筑紫野市都市計画課	届出等の必要なし
建築基準法	建築確認の許可申請	福岡県那珂土木事務所 建築指導課	許可申請 (県：工事開始の35日前までに届出予定)
国有財産法(里道・水路等)	該当なし	筑紫野市建設課	届出等の必要なし
宅地造成等規制法	該当なし	福岡県都市計画課	届出等の必要なし
公有水面埋立法	該当なし	福岡県河川課	届出等の必要なし
採石法	該当なし	福岡県工業保安課	届出等の必要なし
砂利採取法	該当なし	福岡県工業保安課	届出等の必要なし

関係法令	規制内容等	確認方法	規制に対する対応
農地法	該当なし	筑紫野市農業委員会事務局, 農政課	届出等の必要なし
農業振興地域の整備に関する法律	該当なし	筑紫野市農業委員会事務局, 建設部農政課	届出等の必要なし
消防法	該当なし	筑紫野太宰府消防本部	届出等の必要なし
筑紫野太宰府消防組合消防本部訓令	開発行為等	筑紫野太宰府消防本部	消防水利施設の設置 消防活動用空地の確保
自然公園法	該当なし	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	届出等の必要なし
福岡県立自然公園条例	該当なし	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	届出等の必要なし
福岡県自然海浜保全地区条例	該当なし	福岡県自然環境課	届出等の必要なし
都市公園法	該当なし	筑紫野市都市計画課	届出等の必要なし
森林法	該当なし	福岡県森林保全課	届出等の必要なし
水源地域対策特別措置法	該当なし	福岡県水資源対策課振興係	届出等の必要なし
河川法	該当なし	福岡県那珂土木事務所河川砂防課	届出等の必要なし
砂防法	該当なし	福岡県那珂土木事務所河川砂防課	届出等の必要なし
地すべり防止法	該当なし	福岡県那珂土木事務所河川砂防課	届出等の必要なし
急傾斜の崩壊による災害の防止に関する法律	該当なし	福岡県那珂土木事務所河川砂防課	届出等の必要なし
海岸法	該当なし	福岡県港湾課	届出等の必要なし
港湾法	該当なし	福岡県港湾課	届出等の必要なし
漁港漁場整備法	該当なし	福岡県水産振興課	届出等の必要なし

イ 土地利用状況（計画地周辺の土地利用）

付近の土地利用状況	施設計画地およびその周辺 300m の範囲は、概ね山林が分布し、南側には事業場が立地している。
付近住宅等との関係	直近の住宅は、施設計画地から南南東へ約 450m の位置に存在
縣市町村の土地利用計画	なし（法令等を確認）
農業、林業及び漁業の状況	直近の畑地は、施設計画地から南東へ約 300m の位置に存在。計画地周辺に林業と漁業は存在しない。
宅地開発予定区域の位置、規模	なし（筑紫野市都市計画などを確認）
学校、保育園、病院、老人ホーム、公園等の位置	福岡県農業大学校が、施設計画地の西北西へ約 1.3km の位置に存在。

6 環境調査結果に基づく環境保全のための措置及び期待される効果

項目	措置内容	期待される効果
水質関係	なし	なし
大気関係	<p>廃棄物は屋内または屋外タンク・密閉容器で保管する。</p> <p>二次燃焼室において 800℃以上の燃焼温度と 2 秒以上の滞留時間を確保し、二次空気を適切に吹き込む。</p> <p>廃熱ボイラ出口の排ガスは、水噴霧により 200℃以下に急冷する。</p> <p>バグフィルタ前に消石灰・活性炭を吹込む。</p>	大気汚染物質の発生・拡散の防止が見込まれる。
騒音関係	主要な騒音発生機器は、屋内設置とする。	遮音による低減効果が見込まれる。
振動関係	主要な振動発生機器は、強固な基礎上に設置する。	発生源の振動レベルの低減が見込まれる。
悪臭関係	悪臭を発生する恐れのある廃棄物は、屋内または屋外タンク・密閉容器で保管する。	悪臭の拡散の防止が見込まれる。
地形及び地質関係	なし	なし
防災関係	消防水利施設（防火水槽） 消火器等の設置	万一の火災発生時に迅速な対応が可能で被害の低減が見込まれる。
使用道路関係	なし	なし
文化財関係	なし	なし
景観関係	なし	なし
その他	なし	なし

7 処理施設の処理方法, 構造及び設備の概要

処理方式 (方法)		木くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず, がれき類の破碎施設		
構造及び設備の概要	中間処理施設	別添 書類・図面のとおり		
	保管施設		処理前廃棄物用	処理後廃棄物用
		管理方法	建屋内の雑芥ヤードに保管	紙くず, 木くず, 繊維くず →ストーカーピットにて保管 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず, がれき類 →破碎物ヤードにて保管
		構造等	別添 品目別最大保管容量表のとおり	別添 品目別最大保管容量表のとおり
		保管面積	別添 品目別最大保管容量表のとおり	別添 品目別最大保管容量表のとおり
		保管容量	別添 品目別最大保管容量表のとおり	別添 品目別最大保管容量表のとおり
中間処理後物の処分方法等	種類	紙くず, 木くず, 繊維くず	金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず, がれき類	
	処分方法等	自社焼却施設で焼却処理	中間処理業者で中間処理	
	処分先の名称	エコ・センチュリー21 株式会社	有限会社大山産業	
	処分先の所在地	福岡県筑紫野市大字山家 2053-42	福岡県嘉麻市稲築才田 62	
	処分先の許可番号	-	4040005795	
維持管理の概要	搬入物のチェック及び搬入量の把握方法等	搬入時の伝票及び検量票		
	施設稼働時間	11 時間/日		
	従業員の配置体制	配置従業員数	20 人	
		現場責任者	職名 課長 氏名 山下 亜咲実	
技術管理者 (法に定められた場合に限る)		職名 代表取締役 氏名 田中 直継		
設計者 (社名)	株式会社 タクマ			
予定施工者 (社名)	株式会社 タクマ			

様式第6号(第13条関係)

## 環境調査変更届

平成22年6月15日

福岡県知事 殿

住所(法人にあつては主たる事業所の所在地)

福岡県筑紫野市大字山家2060-7

氏名(法人にあつては名称及び代表者の姓名)

エコ・センチュリー21株式会社

代表取締役 田中 直継

環境調査書の内容を変更したいので、福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第17条第1項の規定に基づき、届け出ます。

調査計画届提出年月日	平成21年 9月 28日	
施設の設置場所	福岡県筑紫野市大字山家 2053-43	
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
施設の設置場所	福岡県筑紫野市大字山家 2053-46, 2053-80, 2053-43	福岡県筑紫野市大字山家 2053-43
処理能力	木くず 107.7t/日 ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず 195.8t/日 がれき類 289.8t/日	木くず 107.6t/日 ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず 195.8t/日 がれき類 289.7t/日



様式第6号 (第13条関係)

## 環境調査変更届

平成22年7月22日

福岡県知事 殿

住所 (法人にあっては主たる事業所の所在地)

福岡県筑紫野市大字山家2060-7

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

エコ・センチュリー21株式会社

代表取締役 田中 直継

環境調査書の内容を変更したいので、福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第17条第1項の規定に基づき、届け出ます。

調査計画届提出年月日	平成21年 9月 28日	
施設の設置場所	福岡県筑紫野市大字山家 2053-43	
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
施設の種類及び当該施設において処理する産業廃棄物の種類	施設の種類： 木くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の破碎施設 処理する産業廃棄物の種類： 紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	施設の種類： 木くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の破碎施設 処理する産業廃棄物の種類： 紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 (金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類は紙くず、木くず、繊維くずに付着し、分離不可能な物。)
施設の設置場所	福岡県筑紫野市大字山家 2053-46, 2053-80, 2053-43	福岡県筑紫野市大字山家 2053-43



処理能力	木くず	107.7t/日	木くず	107.6t/日
	ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	195.8t/日	ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	195.8t/日
	がれき類	289.8t/日	がれき類	289.7t/日



近隣各位様

# エコ・センチュリー21(株) 事業計画ご説明資料

平成23年10月

エコ・センチュリー21株式会社

## ご挨拶

この度、かねてから構想を温めて参りましたエコ・センチュリー21株式会社の事業計画を推進するにあたり、近隣の皆様に本施設の概要をご説明させていただきます。

**廃**棄物のリサイクルが叫ばれて久しい昨今ですが、どうしてもリサイクル不可能な廃棄物は、依然、発生しています。また、法規制が強化されたとは言え、不法投棄、環境汚染は発生しています。

**本**施設は、廃棄物を適正に焼却処理し、発生する熱を利用して発電を行う〈サーマルリカバリー施設〉です。安全、確実に処理し、地域の環境保全・産業発展に貢献する施設を目指します。

**皆**様のご理解、ご支援を賜りますよう、お願い申し上げます次第です。

# エコ・センチュリー21株式会社 <事業主>

エコ・センチュリー21株式会社

## 企業データ

所在地 : 福岡県筑紫野市大字山家2060-7  
(株式会社環境施設 筑紫野本店敷地内)

資本金 : 2,000万円

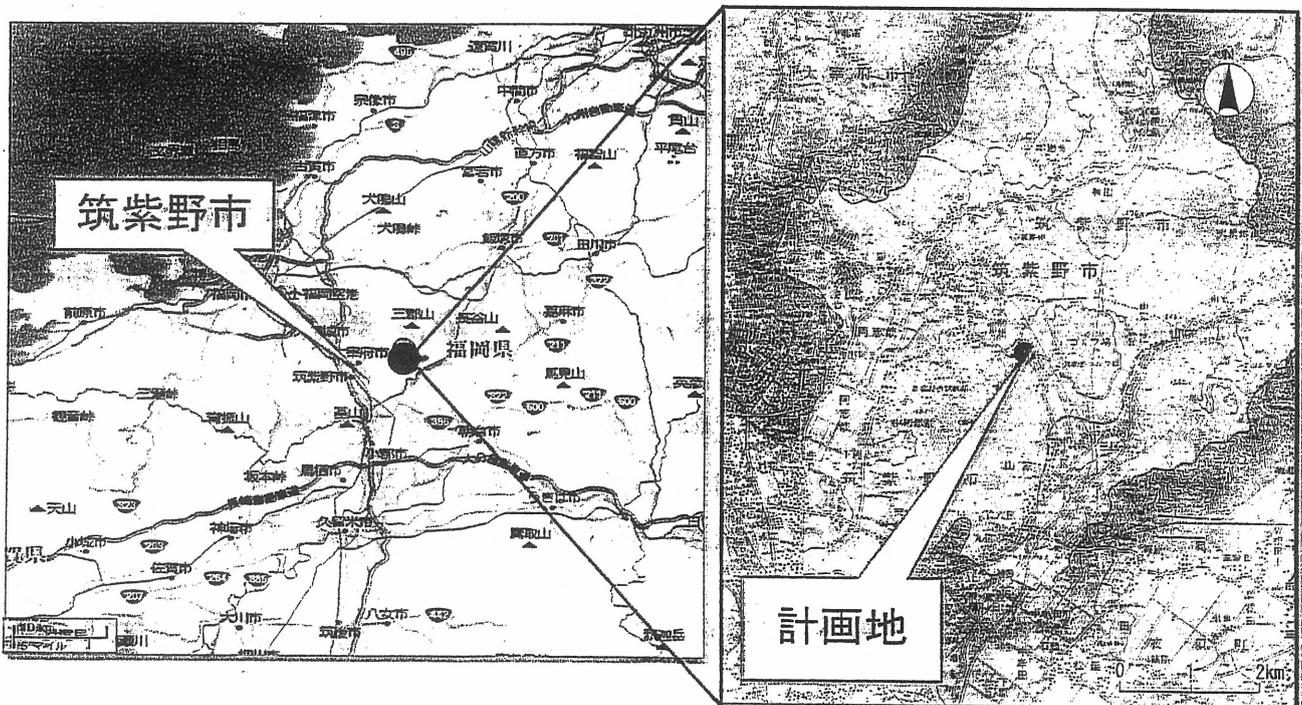
会社設立 : 平成20年9月登記

敷地面積 : 約 12,700 m<sup>2</sup>

事業内容 : 廃棄物中間処理業

2

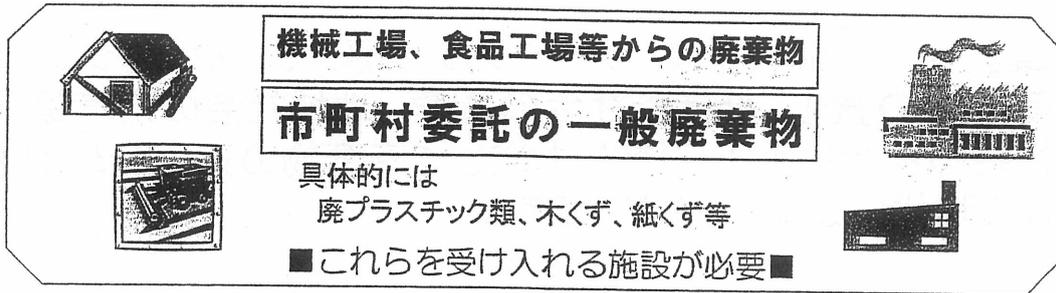
## 施設の設置場所



2

3

# 事業内容



収集運搬会社

エコ・センチュリー21株式会社

廃棄物中間処理(焼却・破砕・乾燥・中和)

廃棄物を燃料に発電

適正処理の推進

温室効果ガスの削減に貢献



化石燃料



電気販売

# 事業内容

さらなる資源リサイクルへ向けて

灰の減容化・安定化

最終処分場の逼迫

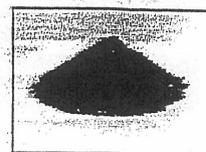
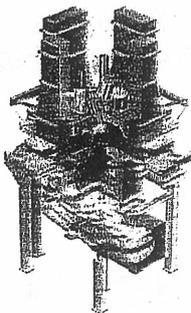
エコ・センチュリー21株式会社

溶融施設(第二期工事)

灰の資源化・有効利用

最終処分場の延命化

循環型社会の形成に貢献



スラグ化

# 事業の目的

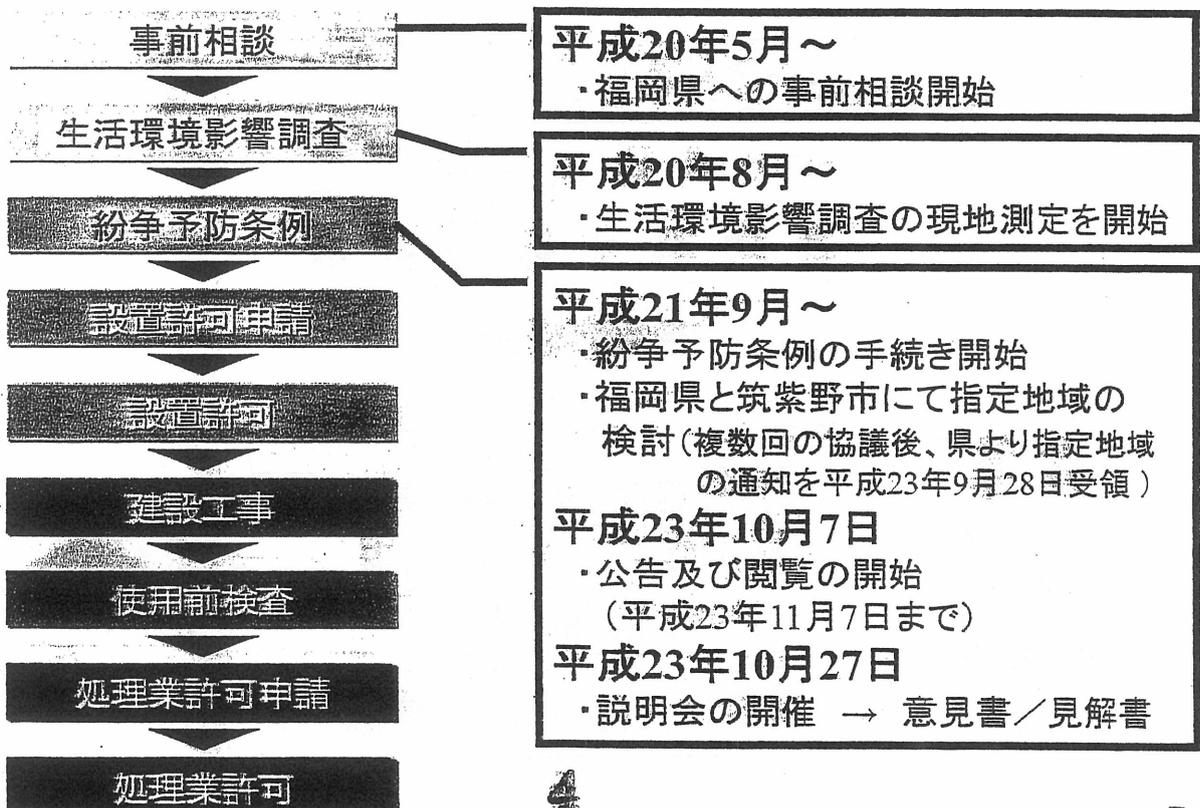
循環型社会の形成推進、リサイクルの導入、ダイオキシン類対策等規制の強化、低炭素社会の構築、地域社会の環境保全など社会の変化により、以前にも増して廃棄物の適正処理が求められる時代になってきております。

しかしながら、不適正処理や不法投棄が後を絶たない状況にあります。その一因が、**適正処理が可能な施設の不足**です。

弊社は、この状況に対応し、廃棄物発電など地球温暖化対策をも含めた廃棄物処理の高度化を進めるため、新たに**近代的施設**を建設しようとするものであります。

6

## これまでの流れと今後の流れ



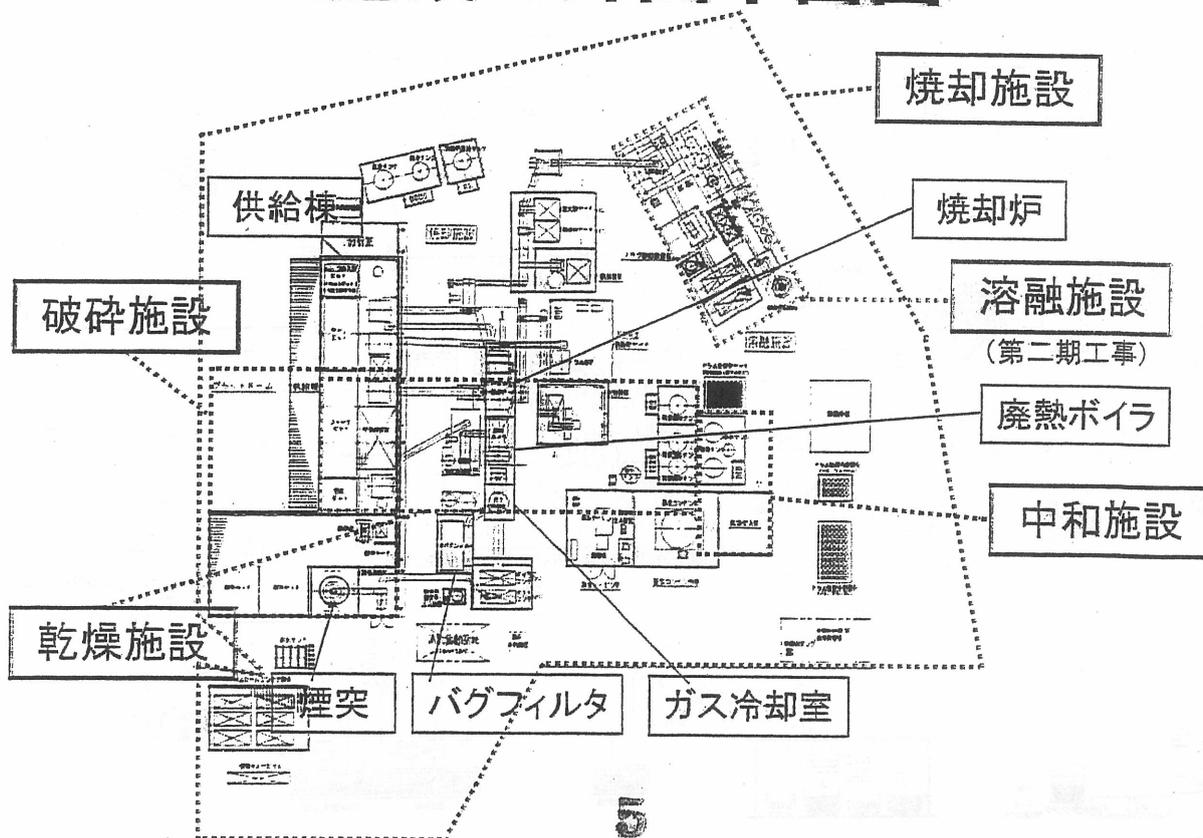
# エコ・センチュリー21の施設計画概要

## ➤ 施設の種類及び処理能力

- ①汚泥、廃油、廃プラスチック類及びその他の産業廃棄物の焼却施設  
一日当たり 90t
- ②木くず、ガラスくず等、がれき類の破碎施設  
一日当たり 木くず107.6t ガラスくず等195.8t  
がれき類289.7t
- ③汚泥の乾燥施設  
一日当たり 32.7m<sup>3</sup>
- ④廃酸及び廃アルカリの中和施設  
一日当たり 150m<sup>3</sup>
- ⑤灰の溶融施設(第二期工事)  
一日当たり 20t

8

## 施設の計画平面図



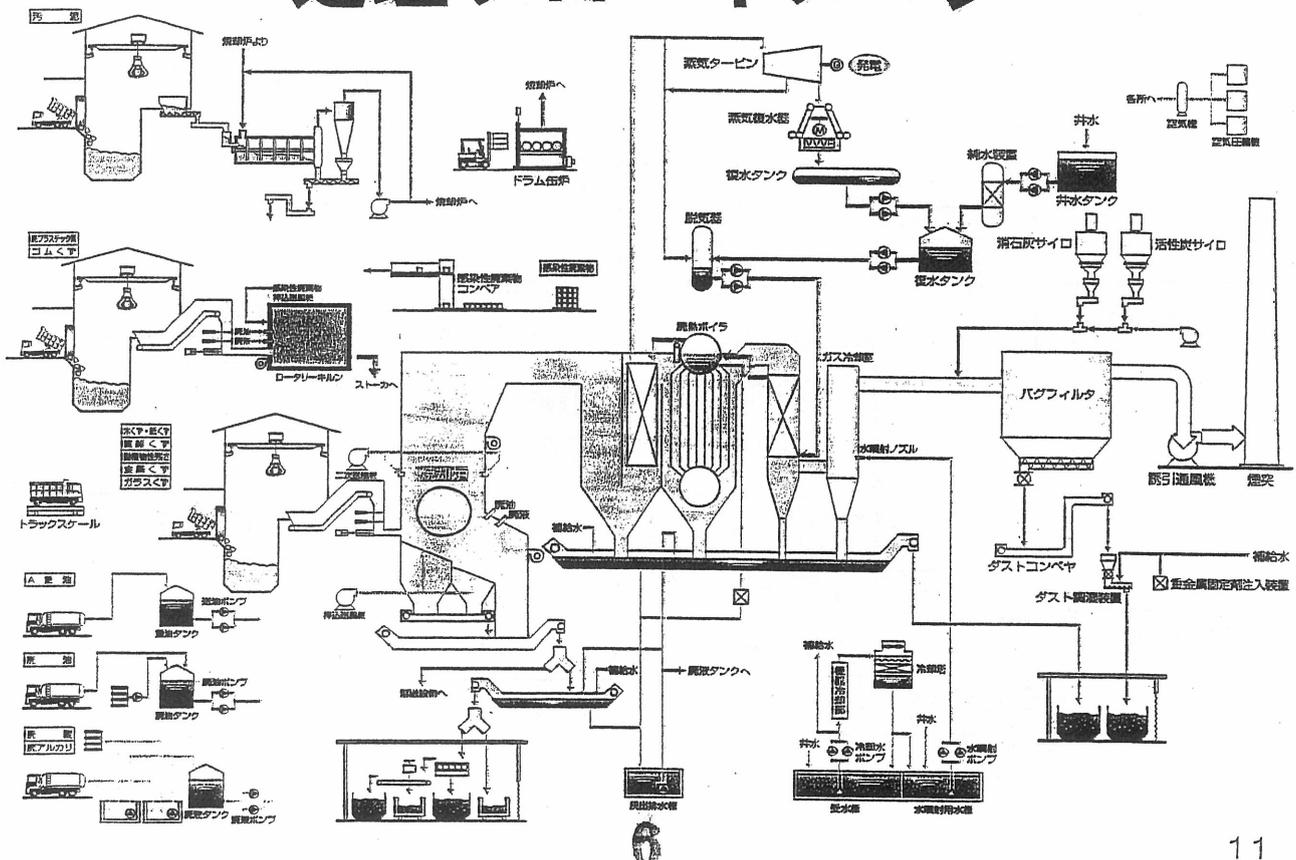
9

# 焼却施設の計画概要

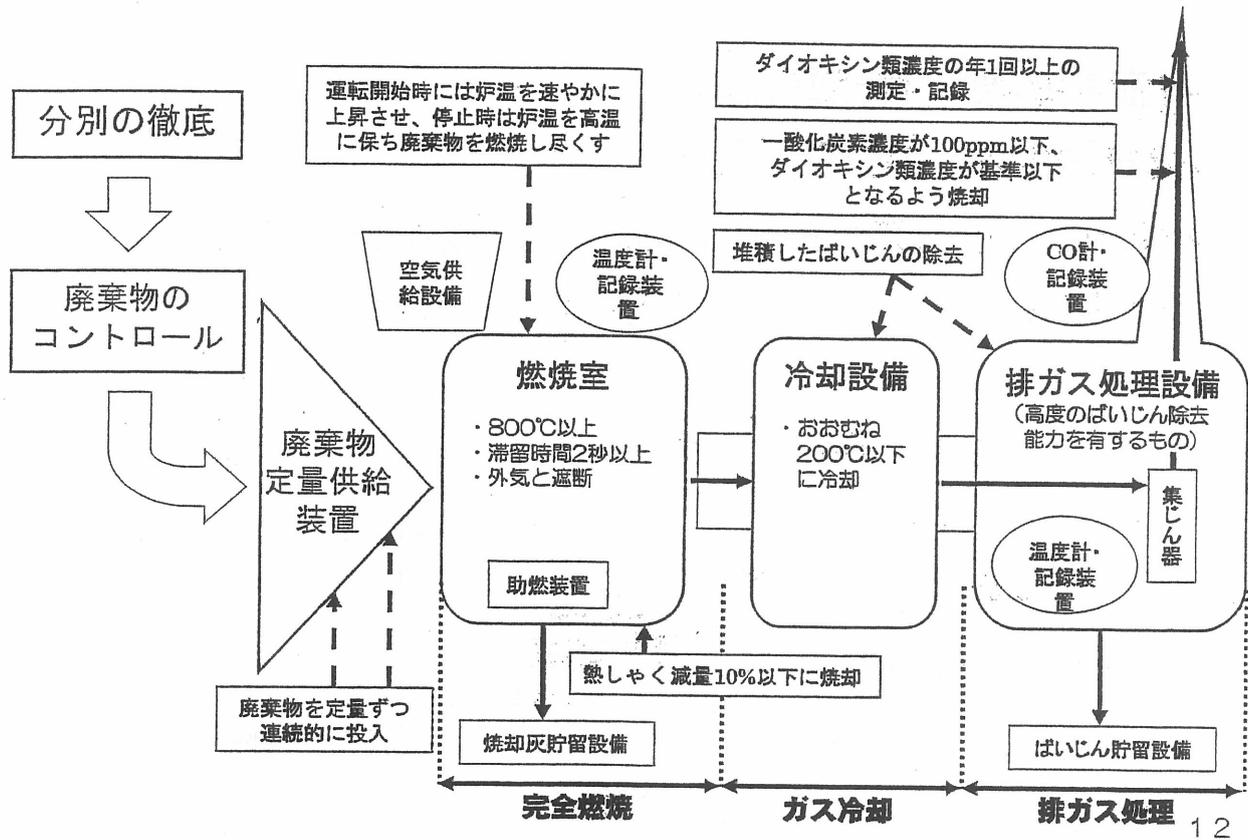
- 施設概要 : 焼却施設
- 処理能力 : 90トン/日
- 炉型式 : ロータリーキルン & ストーカ炉
- 発電出力 : 1,950kW
- 処理物 : 汚泥\*, 廃油\*, 廃酸\*, 廃アルカリ\*, 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, 動植物性残さ, 動物系固形不要物, ゴムくず, 感染性廃棄物, 一般廃棄物

\* 印は特別管理廃棄物を含む

## 処理フローイメージ

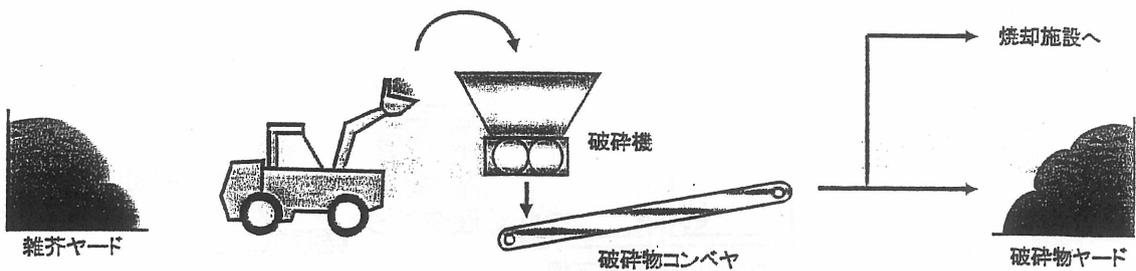


# 構造基準・維持管理基準イメージ



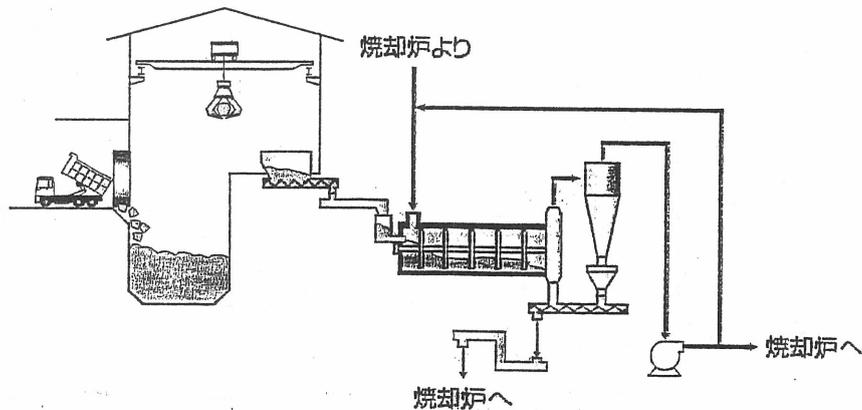
## 破碎施設の計画概要

- 施設概要 : 破碎施設
- 処理能力 : 木くず107.6t/日 ガラスくず等195.8t/日  
がれき類289.7t/日
- 処理方式 : 二軸せん断油圧駆動方式
- 処理物 : 木くず, ガラスくず, コンクリートくず及び  
陶磁器くず, がれき類



# 乾燥施設の計画概要

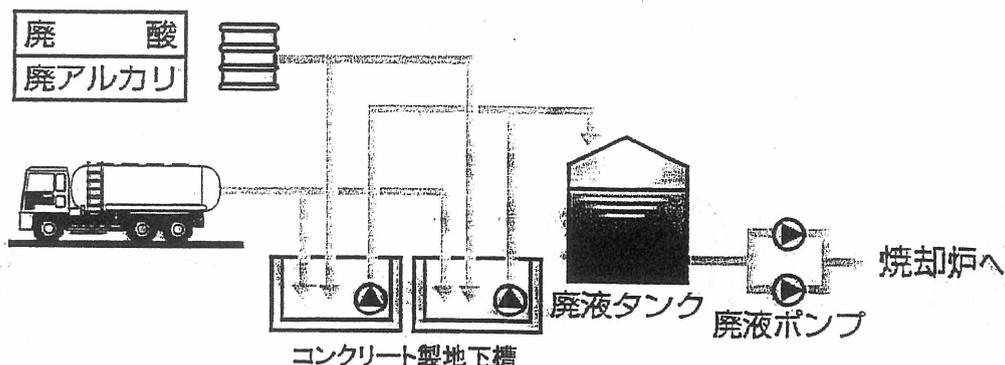
- 施設概要 : 乾燥施設
- 処理能力 :  $32.7\text{m}^3/\text{日}$
- 処理方式 : 燃焼排ガス直接乾燥回転ドラム式
- 処理物 : 汚泥(特別管理廃棄物を含む)



14

# 中和施設の計画概要

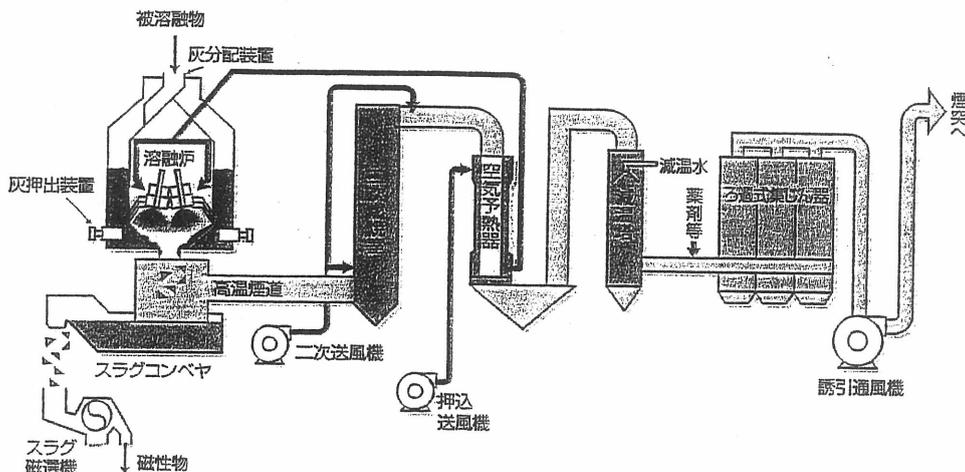
- 施設概要 : 中和施設
- 処理能力 :  $150\text{m}^3/\text{日}$
- 処理方式 : コンクリート製地下槽薬液中和攪拌方式
- 処理物 : 廃酸、廃アルカリ



15

# 溶融施設の計画概要

- 施設概要 : 溶融施設(第二期工事)
- 処理能力 : 20トン/日
- 処理方式 : 燃料式溶融炉
- 処理物 : 焼却灰



16

## 生活環境影響調査の結果

生活環境への影響の分析結果

調査事項	生活環境影響要因 生活環境影響調査項目	煙突排ガスの排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行
大気質	二酸化硫黄	適切な運転管理により、将来の大気質は環境基準等に適合する。 例)ダイオキシン類の予測結果(長期予測)は、基準値の1/20以下。	敷地境界における変化は最大1dBであり、規制基準に適合する。	施設からの悪臭の漏洩はほとんどない。	交通量の増加は2%未満であり、大気質は現況とほとんど変わらない。
	二酸化窒素				
	浮遊粒子状物質				
	塩化水素				
	ダイオキシン類				
騒音	騒音レベル		敷地境界における変化は最大1dBであり、規制基準に適合する。		騒音レベルは、現況とほとんど変わらない。
振動	振動レベル		敷地境界の振動レベルは、「無感」に相当する。		振動レベルは、現況とほとんど変わらない。
悪臭	臭気指数	最大着地濃度(臭気指数9)は、規制基準を満足する。		廃棄物は屋内保管するため、漏洩はほとんどない。	

— 将来の環境の変化はわずかであり、影響はほとんどない

